

平成27年第1回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成27年3月9日（第4日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	杉原忍
教育長	江口武好	総務課長	百武和義
企画財政課長	片渕克也	税務課長	吉原拓海
住民課長	渕上隆文	保健福祉課長	堤正久
長寿社会課長	片渕敏久	水道課長	荒木安雄
下水道課長	赤坂和俊	産業課長	赤坂隆義
農村整備課長	嶋江政喜	建設課長	岩永康博
会計管理者	岩永信秀	学校教育課長	本山隆也
生涯学習課長	小川豊年	農業委員会事務局長	一ノ瀬美佐子

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	鶴崎俊昭
議事係長	久原雅紀
議事係書記	片渕英昭

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

3番	溝口誠	4番	大串武次
----	-----	----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 大串武次議員

1. 地下水の上昇対策について
2. 経営所得安定対策について
3. 農家の労災保険について

2. 吉岡英允議員

1. 第2次総合計画における町の基盤整備について
2. 県道拡張工事に伴う白石駅舎、公衆トイレ新築工事について
3. 高齢者の国道横断による死亡事故発生について

3. 西山清則議員

1. 職員の人事異動について
2. 学校の規模の適正化について
3. 循環型社会について

4. 大串弘昭議員

1. 人口減少問題について
2. 農協、農業委員会の改革について
3. 海苔養殖の不振について

9時30分 開議

○白武 悟議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、溝口誠議員、大串武次議員の両名を指名いたします。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4名であります。
通告順に従い、順次発言を許します。大串武次議員。

○大串武次議員

おはようございます。

ことし最初の定例会の一般質問のトップバッターということで、大分緊張いたしておりますけど、ひとつよろしく願い申し上げたいと思います。

それでは、通告書に従いまして今回3項目お願いしてるわけでございますけど、一般質問に入らせていただきたいと思います。

まず最初に、地下水上昇対策についてお伺いいたします。

平成25年9月の定例会におきましてお願いいたしておりました地下水上昇対策検討会、検討委員会という形でお願い申し上げたわけでございますけど、この検討会につきましては設置がなされたのか、また設置がなされたのであれば検討会の構成委員のメンバーなり、今までの活動状況について若干お知らせしていただければということで担当課長にお尋ねいたします。

○嶋江政喜農村整備課長

調査検討会の設置はなされたかという御質問でございます。

平成13年度に上水道の水源転換、さらに平成24年度から長谷川ダムからの通水で地下水の取水が減少し、昔からあった湧水が復活したり、深井戸からの自然湧水も数カ所で確認をされております。

このような状況の中、農家から地下水が上昇して作物に影響を及ぼすのではないかと、昔と比べ排水がよくないなどといった声が寄せられてきました。それを受けまして、地下水の動向と影響の調査、地下水の対策、今後の深井戸のあり方などを検討を行う目的で平成25年11月に白石町地下水など調査検討会を発足させまして、目的遂行のために観測調査、地下水対策に伴う井戸の利用などの意見交換会を行っております。構成委員は、国の機関から九州農政局筑後川下流農業水利事務所の企画設計課長、県からは農地整備課の技術監、それと杵藤農林事務所地盤沈下対策課長、杵島農業改良普及センターの園芸係長、町としましては産業課、それと生活環境課と農村整備課、その他の委員として白石土地改良区の事務局長及び3名の理事の11名で構成をいたしまして、検討会の事務局は農村整備課農村管理係で担当をいたしております。

以上です。

○大串武次議員

それでは、地下水の状況調査結果を資料要求をいたしておりましたので、検討会で調査をなされたものとそれから深井戸調査の分についての資料説明をお願いいたします。

○嶋江政喜農村整備課長

地下水の資料の件で、提出資料の地下水及びクリーク水観測結果をごらんいただき

たいと思います。

平成25年度及び26年度におきまして、田面下の推移と被圧地下水との関係を調査をいたしております。調査内容は、自噴している深井戸近くの圃場にまず田面の下1.5メートル程度を削孔いたしまして塩ビ管を挿入し、表層地下水の観測施設を設置をいたしております。この観測地の地下水と隣接するクリークの水位測定を行いまして、測定した数値をもとに深井戸の水位と田面下の表層地下水との関係性について調査検討を行っております。

平成25年度におきましては、新拓地区2カ所、新明地区1カ所、原田地区1カ所、川津地区1カ所、合計の5カ所で調査を行っております。

平成26年度におきましては、新拓地区の湿田圃場の1カ所2施設と自噴深井戸近くで1カ所、新明地区の湿田圃場1カ所と自噴井戸近くで1カ所、合計5カ所で調査を今現在も行っております。

平成26年度の調査結果はまだ出ておりませんが、平成25年度の調査結果について資料の内容の説明をいたしたいと思います。

グラフの左側の数値は、標高をあらわしています。それと、中ほどの緑色の線は観測場所の標高をあらわしております。上段に書いてある数字は観測した日にち、それと右側の数値は降水量を示しております。それと、赤丸はクリークの水位、青丸は田面下の浅い層の水位をあらわしております。それから、縦の棒グラフ、これについては降水量を示しております。

調査結果は、田面下の推移は60センチから80センチの間で推移をいたしてございまして、暗渠排水が機能していることをあらわしています。個別には、暗渠排水の機能性とかクリークの水位により変動の違いはありますが、表層地下水とクリークの水位は降雨により一時的に影響を受けつつもおおむね同様の変動傾向を示すことが確認されましたということは、一応降雨があれば一時的に水位は上がると、でも雨が上がればまた下がるということでございます。

今後、継続した調査をしないと断定はできませんが、自噴している深井戸は地下水が圃場面よりも上であることを考慮いたしますと、圃場の表層地下水は被圧地下水の影響を受けていないのではないかと推測をされるということでございます。

以上です。

申しわけございません。次にあと一つの白石町の深井戸状況、この資料について説明をしたいと思います。

白石町の深井戸状況及び平成23年4月からの地下水データの内容でございます。全体深井戸数、これについては上水道、工業用水、農業用など町内で全域で当初深井戸調査を行った件数が141件、そのうち廃止、現在休止深井戸数が64、稼働できる深井戸数が77、それと141件の深井戸の中で農業用深井戸数が全体で121、その中で廃止給水深井戸数が45、稼働できる深井戸数が76ということになっております。

調査は、かんがい期と非かんがい期に分けて年2回実施をいたしてしております。表の中の数値は、地下水からポンプ座までの高さの差を単位をメートルであらわしております。数値が少ないほど水位が高いことを示しているということになります。表の中の不能は、観測できない施設ということになっております。

右端ですけど、この数値につきましては施設ごとの平成24年4月に嘉瀬川ダムの水に切り変わったときの水位と昨年10月の地下水の差でございます、単位はセンチでございます。ほとんどの深井戸で推移が高くなっておりまして、施設全体の水位差では平均で83センチ高くなったということになっております。

以上です。

○大串武次議員

それでは、これ今資料説明をいただいたわけですけど、検討会の資料ではほとんど雨の影響による地下水の上昇が見受けられますし、それから深井戸の調査におきましてはちょうど過去2年からしますと1ページ目は1メートル以上の上昇、2ページ目も1メートル以上とまで行ってませんが、それなりの地下水が上がっているわけでございます、この原因といいますか、そこまで究明はできていないかもわかりませんが、調査状況によりますやはり原因追求はどこら辺までできているのかお尋ねしたいと思います。

○嶋江政喜農村整備課長

地下水の上昇の原因究明ということでございますけど、平成13年度に浄水を西部広域水道に切りかえていこう、地下水の上昇が顕著となりまして、農業用水につきましても平成24年度からは嘉瀬川ダムからの用水となったわけでございます。

平成24年度以降、地下水のくみ上げは大きく減少をいたしております、地下水はこれまでかんがい期に下降、非かんがい期に上昇といったパターンを繰り返しておりましたが、平成24年度からは常に上昇傾向にあるということになっております。このことから、地下水のくみ上げの減少により地下水の上昇、自噴する深井戸が多くなったと推測をされるということです。被圧地下水と田面下の地下水との関係データがまだ少ないため、今後自噴する井戸がふえるのかを含め調査していく必要があると考えております。

以上です。

○大串武次議員

それでは、現在の地下水から今後さらに地下水が上昇すると考えられるわけでございますけど、現状でタマネギとか、麦とか畑作物に湿害の影響等出ていないのか、そういう調査はなされたのか、担当課長にお伺いしたいと思います。

○赤坂隆義産業課長

タマネギ、麦などの畑作物への湿害の影響が出ていないか、いないのかという質問でございます。

これにつきましては、梅雨どきなどの湿害の被害形態は非常に複雑で、大雨が直接影響する場合もあれば日照不足や低温と複合して発生する場合も多く、冠水浸水害や日照不足被害との明確な区別は難しいとのこととあります。特に、麦類につきましては冠水に極めて弱く、収穫期に長雨が続きますと穂発芽が発生いたしまして、収量品

質が大幅に低下いたします。

タマネギ等の露地野菜につきましても、雨により適期播種や定植または収穫ができずに収量や品質の低下につながるなどの問題が出てきます。しかし、初めに申しましたように、湿害の発生原因は複雑なため、明らかに地下水などの湿害による被害については今のところ把握はいたしておりません。

以上です。

○大串武次議員

確かに収穫期、生育段階ですと例えば麦であれば容色がさめてくる、葉っぱが枯れるというふうな症状も見受けられますけど、収穫期になれば先ほどありましたように収量減なり、それから穂発芽とか、いろいろ要因が重なってそういうふうな原因もあるかと思えますけど、非常に湿害というのは非常に作物を栽培する上では湿害対策、暗渠排水も十分今対応しておるところでございますけど、あと2年ぐらいですかね、終わるわけでございますが、できるだけこういう要望書の期待に応えられるような対策をお願いしたいと思えます。

それから、それで今ちょっといろいろな要因というようなことございましたけど、この検討会のメンバーの中には普及センターの技術員なり、専門的な方も入っていただいておりますが、タマネギ、麦とか地下水のこういうふうないろいろな要因と産業課長のほうから答弁ございましたけど、作物による地下水の高さのどれくらいが上限値といいますか、そこら辺の技術的にやはり暗渠排水工事が大体70センチ、ずっと50センチぐらいから70センチぐらい工事が今なされておりますけど、それを考慮されたところでなされていると思えますけど、作物の栽培する上での水位の上限値といいますか、そこら辺が技術的にある程度答弁が可能であればお願いしたいと思えます。

○赤坂隆義産業課長

タマネギや麦など地下水の高さの限界値はという質問でございます。これにつきましては、普及センターのほうにお聞きしましたところタマネギは1日の冠水で被害が大きい畑作物の類に入っております。冠水した場合の湛水期間は7時間から8時間ぐらいだそうであります。生育期に長雨による湛水状態が軟腐病が多発する可能性が高くなるそうでございます。

麦につきましても、根の構造上土壌水分過剰の影響は稲に比べて大きく、被害も著しくなるそうであります。

また、生育時期と湿害の程度は大きく関係してきますが、地下水との関係はデータとしてはないそうであります。

裏作全般にも言えますが、麦の栽培については播種の時期から地域のクリークの水位を下げておき、圃場の排水能力の向上に努めるなどの対策はもちろん、収穫期においても地表水の早期排水を促す等の対策が不可欠ではないだろうかということでございます。

以上です。

○大串武次議員

それでは、今後この検討会で地下水上昇に対しましての対策をどう進めていこうと、原因究明に向けた調査研究をどういうふうに進めていこうと考えておられるのか、担当課長と町長にお伺いしたいと思います。

○嶋江政喜農村整備課長

今後の地下水上昇対策についてどう進めるかという御質問でございます。

今年度以降も国、県の協力をいただきながら、さらに被圧地下水と表層地下水との関係を調査いたしまして、圃場の湿潤化の原因究明とその対策、それと自噴している地下水の有効利用、地盤沈下や地盤の隆起等による農地、宅地、道路、水路、その他あらゆる土地に影響を及ぼさないような地下水のコントロールなどを今後検討していかななくてはならないと考えているところでございます。

今後の調査検討の参考として、佐賀大学の先生、これは低平地沿岸海域研究センターの教授でございますけど、の意見をお聞きしたところ、これから発生しうる問題点、これからの対応策を検討するにはデータが余りにも少な過ぎるという御意見がございまして、今後の対策としては長期にわたって継続してデータ収集を行うことが最も大事ではないかなということ考えております。

以上です。

○田島健一町長

ただいまの大串議員からの質問でございますけれども、先ほど来農村整備課長が答弁を差し上げているわけでございますけれども、この地下水問題については嘉瀬川ダムからの取水ということで、24年から地下水の用水が減ってきたわけございまして、先ほどの答弁にもありましたように25年から地下水の調査をしているところでございます。先ほどデータによるお示しもしたところでございますけれども、何分まだまだデータが不足していると、これは町内全ての井戸から自噴している全地域が地下水が上がっているということでもないというようなことでもございますので、まずもっては調査を十分にやると、そしてもって対策を講じていくということになろうかというふうに思います。

まだまだ地中の中の話でございまして、見えないところがございます。特に被圧地下水と表層の地下水との関係というの一番大きいんじゃないかなと私もそのように認識しているわけでございますけども、とにかくデータを数多く集めまして早く対策工事ができるように万全を尽くしたいというふうに思います。

○大串武次議員

それでは、非常に努力していただいているのもわかるわけでございますけど、やはり農家にはもう湿害というのは直接農業収入にも相当影響してくるわけでございますので、原因追求をできるだけ早目にやっていただきまして、作物の湿害がひどくなる前にぜひ対策検討ができるような検討を早目に行っていただきたいという要望をいたしまして、次の項に入らせていただきたいと思っております。

2番目に、経営所得安定対策についてお伺いいたします。

今年度の米の生産調整目標数量は、佐賀県で13万8,420トン、白石町で1万7,791トンとなっていますが、この生産量につきましては前年対比幾らで、生産調整面積は27年度幾らなのか、今年度幾らになるのか、またこれをパーセンテージに直しますと前年対比どうなっているのか、担当課長にお伺いいたします。

○赤坂隆義産業課長

米の生産調整の面積の点についての御質問でございます。

翌年産の米の生産数量目標は国から県、県から市町村へと数量で配分がなされます。平成27年産の生産数量目標は全国では平成26年産米の生産数量が6万トン増加したことや近年の米の需要を勘案いたしまして、平成26年産の米の生産目標数量765万トンから14万トンを控除した751万トンと設定され、前年より1.8%減少しました。これを全国の都道府県に配分がなされましたが、ほとんどの都道府県の配分量が減少となった中で、佐賀県は平成26年産米の生産数量目標に比べ3,190トン増加の13万8,420トンを配分がなされております。これは、面積に換算しますと2万6,520ヘクタールとなります。前年より2.4%の増加となっております。これは、都道府県への配分方法が都道府県ごとの過去6年の需要実績中中庸4年分の平均値のシェアで算出することを基本としており、佐賀県では最も需要実績が低かった19年産が算定対象から外れたとともに過去6年で最も低い24年産も外れたため、結果的に平均需要実績が増加し、全国に占める佐賀県シェア率が上昇したということが要因となっております。

県の市町村別生産数量目標は、前年の市町村別生産数量目標を基礎として配分がなされますので、県の増加に比例して県内市町村の配分量は増加しております。

このようにして配分された白石町の平成27年産米の生産数量目標は1万7,791トン、面積換算で3,364ヘクタールで、前年より405トン、面積換算で77ヘクタール多く2.4%の増加となっております。

これを平成26年12月15日付で白石町の農業の再生協議会へ通知をいたしたところでございます。再生協議会では、配分された1万7,791トンのうち佐賀農業高等学校など、支援研究関係分9.8トン、特例で水稻の作付が認められております福富八平干拓分423.2トン、面積換算値で80ヘクタールを控除した1万7,358トンを水田分として配分をいたしております。

これを白石町の配分基準単収520、10アール当たり529キロで割り戻しますと水稻作付可能面積は3,281.2ヘクタール、生産調整面積は1,811.9ヘクタールで転作率は35.58%となります。

前年は、生産調整数量目標が1,907ヘクタールで、転作率が37.44%でしたので、生産調整目標数量面積は対前年対比95%、転作率は昨年より1.86%下がっております。

これを再生協議会から各地区の水田面積に応じて配分を行っているところでございます。各地区においては、例年の大豆のブロックローテーションを基礎に転作計画を調整してもらっています。2月23日現在での水稻作付計画は、水稻作付面積で3,281.2ヘクタールに対しまして3,209ヘクタールとなっており、約80.3ヘクタールの転作超過、いわゆる深堀となっております。

この深堀は、12月の配分時には約112ヘクタールありましたが、各地区で調整をしてもらいまして約32ヘクタールほどの米の作付面積がふえたという状況になってございます。

地区によってはまだ若干の調整が行われるかもわかりませんが、平成27年産の計画はほぼこの程度で固まっているかというふうに考えております。

以上です。

○大串武次議員

どうもありがとうございました。

1月の農協の座談会の折に、その資料で私の部落は1月の末でございましたけど、そのときでございましたが、水稻の作付可能面積は先ほど課長答弁ありましたように3,281.2ヘクタール、作付面積が当時、そのときの調査時点といいますか、作付をしたいという面積が3,090.7ヘクタールというふうな面積を資料提示を説明を受けました。

その時点で計算をしてまいりますと、約190町まで水稻の作付できる面積がちょっと減反をしたいという要望が強いという内容を説明を受けたわけでございますけど、できるだけ今課長、その後深堀面積は今80.3ヘクタールということで110町ぐらい私の座談会のときからしますとまた減っている、作付がふえているというふうな解釈をしたわけで、非常にいいことではなかろうかなというように思いますけど、やはりこれだけ米価も下がっておりますので、減反が有利なところもございますが、水稻を作付できるほうが立場として進めていくのが本当ではなかろうかなというふうな気持ちでございますので、再生協議会があと80町ぐらい残っておりますので、できるだけゼロとまではいかないにしても、これ以上に小さい面積になるように再生協議会においても検討しながら進めていただきたいと思いますと考えますけど、担当課長いかがでしょうか。

○赤坂隆義産業課長

米の作付ができる分については、作付してもらおうよう努力してはということでございます。米の直接支払い交付金につきましては、米の生産数量目標を守らないと交付されませんので、もちろんこれを超過しての作付はできません。

この範囲内であればどれだけ作付しても構いません。平成27年産からは米の生産目標配分とあわせまして生産数量目標を下回る数字で自主的取り組み参考値も示されております。この自主的取り組み参考値は、仮にこれだけ生産すれば翌年の米の在庫数量が平均水準に近づきますよということで国の米の在庫量を減らし、米価の下落に歯どめをかけようとする意図があります。

白石町へ示されました自主的取り組み参考値は、水稻作付面積にして3,186.2ヘクタールで、平成27年度の配分面積より95ヘクタールほど少なく設定してあります。さらに、主食用以外の生産拡大に向けた取り組みを促す観点から主食用米作付面積が生産数量目標の面積を下回った場合、平成27年度からは産地交付金の追加配分がなされることとなり、深堀を意識することなくより一層需要に応じた生産を行うことが可能となっております。このように、国の米政策は米の需給引き締めと米以外での所得向

上に仕向ける方向となっております。

近年、白石町ではこの深堀の状況が続いております。これは、大豆での転作に加えて、裏作との輪作体系などのメリットからWCSでの自主的な転作が増加したことも一因と考えられますが、生産現場では農家の方が米価下落を踏まえ、このほか野菜などで自主的な転作に転換されているものだと考えられます。

食用米の生産数量の減少により、共乾施設や共同利用の機械の稼働率や利用料に影響を与えるかもわかりませんが、その議論は別といたしまして、生産現場での自主的な判断に基づいた深堀が所得向上につながるのであれば、米をつくらないという選択肢を阻害する理由はないものかというふうに考えております。

○大串武次議員

生産者の考え方ですけど、転作物で大豆とか今一般的に大豆、それにWCS、飼料用米が一部こうあるわけですけど、水稻も年によって非常に作況が下がる年もございます。あとでちょっと質問申し上げますけど、しかし畑作物についてはもっと培養期から出発するわけですので、影響を受けやすい年が多いと私は思うんですよね。

ですから、安定したものを選択するほうがいいのではなかろうかというふうな観点から深堀面積はできるだけ少なくお願いしていただくようなことで質問したつもりでございまして、そういうようなところの意を含んでいただきまして、今後の進め方ということで頭に置いていただければということをお願い申し上げたいと思います。

それから、今年度、後でまた御相談申し上げますけど、非常に米の単収が悪かったわけでございますけど、米、畑作物の収入減少影響緩和対策、ならし対策でございますけど、これに関連したもので畑作物の収入減少影響緩和対策ならしの分と収入減少影響緩和対策移行円滑化対策、この2つが経営安定対策の中に同じ似たような保障と申しますか、制度があるわけでございますけど、この2つの対策の事業内容と対策の違いの説明を担当課長、お願い申し上げたいと思います。

○赤坂隆義産業課長

米、畑作物の収入減少影響緩和対策と移行円滑化対策の違いはということですけど、今お手元に一般質問、産業課持ち込みという資料を差し上げているかと思っております。ごらんいただきたいと思っております。

米、畑作物の収入減少影響対策、いわゆるならしという対策制度です。ならしは、収入の減少した品目を補填し、均一にするという意味で使われております。この制度の仕組みは、交付対象品目であります米、麦、大豆の当年産の販売収入の合計が標準的収入、これは過去5年間の最高最低を除く3カ年の平均だと思っておりますけど、これを下回った場合にこの差額の9割を国からの交付金と農業者の積立金で補填する制度でございます。補填割合は、国の交付金3、農業者の積立金1です。

対象作物であります米、麦、大豆の合計で算出されますので、例えば米と大豆を経営されている方がいて、米は収入が減少したが大豆は収入が増加したという場合はその額は相殺されての計算となりますので、ならしの交付がないという場合もございません。

交付対象者は、経営面積4ヘクタール以上の認定農業者、20ヘクタール以上の集落営農組織であります。平成27年度の対策からは、この交付対象者が認定農業者集落営農組織、認定就農者となり、面積の共用権はなくなるということでございます。

一方、収入減少影響緩和対策移行円滑化対策は、対象品目は米で、ナラシ対策に加入できない方を対象とした26年度限りの対策です。米の収入減少につきましては、平成25年までの米の直接支払い交付金の中で米価変動補填交付金という制度があり、ナラシ対策に勧誘できない方も米の直接支払い交付金の対象であれば、米価が下がった場合に補填を受けることができました。

平成26年度からは、この米価変動補填交付金が廃止されたため、また平成27年度からのナラシ対策への移行を円滑に進めるため、ナラシに加入できない方を対象に収入減少影響緩和対策移行円滑化対策が26年度に限り国の予算措置により農業者の拠出を求めずに実施がなされます。

平成26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合は、ナラシ対策の国費分相当の5割が交付されます。白石町では、この円滑化対策の対象者が74名おられます。

以上です。

○大串武次議員

それでは、26年産、昨年産米は7月なり8月の長雨、日照不足、それに秋ウンカの被害、日もち病の発生によりまして佐賀県の作況指数は92と不良の年であったわけでございます。

それで、収量も少なく、また米の過剰在庫による影響で、近年では最悪の仮渡金が60キロ当たり8,000円と最も安く、農業収入の減少で農業経営は非常に厳しいものと思われま。

そこで、平成26年産米は収入減少影響緩和対策ナラシ対策の対象となるのか、また町内の農家の全戸が対象となるのか、担当課長にお伺いいたします。

○赤坂隆義産業課長

平成26年産米は、収入影響緩和対策の対象になるのかという質問でございます。

先ほど申しましたように、標準的収入を当年産の販売収入が下回った場合に補填される制度でございますが、この当年産の販売収入は平成27年3月までの米価の相対取引価格の年産平均で計算されることになっておりますので、現時点では交付対象になるかわかりません。

九州農政局佐賀地域センターからの情報では、明らかになるのは5月のゴールデンウィーク明けぐらいになるだろうというようなことでございます。

また、町内の農家の全戸が対象になるのかという質問でございます。平成26年産の米、麦、大豆の作付者は、集落営農組織と個人144名で、合わせて214経営体です。そのうち平成26年度のナラシ対策加入者は集落営農組織70と43の個人で、合わせて113経営体でございます。

平成26年度の特例であるならし移行円滑化対策の対象者は74名おられます。これらの販売目的で米の作付をなされた方は、米のナラシが交付になったとした場合、全戸

が交付の対象となります。

しかしながら、さきに申しましたようにナラシの交付の仕組みは米、麦、大豆の合計で計算がなされますので、ここの経営品目や作付面積によって実際に交付される金額は違ってきます。米の減少分より大豆などの増加分が多い場合は交付金が出ないということになるような仕組みでございます。

以上です。

○大串武次議員

ちょっと今の説明を聞いておりますと、私も中身が複雑になってきたような次第ですけど、米だけで単純に考えておりましたので、転作作物との絡みで補償基準が変わってくるということは初めて私も今聞いて、あとでじっくり勉強しなくちゃいけないなどは思ってるわけでございますけど、今までの私の考えの整理でちょっと答弁を続けさせていただきますと、現状でやっぱり8,000円としますと相当やっぱり農業所得下がってるわけですね。

ですから、単純にことは緩和対策、ナラシ対策に多分対象になるであろうというふうなことで新聞あたりも見たと書いてありましたのできょうの質問にちょっと至ったわけでございますが、このナラシ対策の補償基準の内容はどうなっているのかということでお尋ねしたかったわけですが、この中身が相対取引の換算値が幾らで、保障基準単価がどれくらいになるのか、農業新聞だったと思いますけど、ある程度1万四、五千円で補償、ことはこのナラシ対策の発動がなされるのではないかと私の解釈で、多分ことしあると、なされるというふうな解釈でこのところを最終的にどれくらいになるのかということまでお尋ねしたかったのが本音でございます。そこら辺まである程度調べていただければ答弁なしでも結構でございますが、そこら辺まで新聞を読んだ限りでは多分ことしは発動の対象になるのではなかろうかということも思っておりましたので、ある程度調べていただければ答弁お願いしたいと思います。担当課長、よろしくお願いたします。

○赤坂隆義産業課長

ナラシの対策につきましては、佐賀地域の平成26年産検査数量上位3名柄の出回りから平成27年3月までの裸価格を加重平均したものに佐賀地域の収量を乗じた当年産収入額が5カ年の平均から算出された標準的収入、佐賀の地域の場合は10アール当たり11万9,996円を下回った場合にその差額の9割が補填されるとなっております。

先ほども言いましたように、3月までの価格で計算がなされますので、補填についてはまだわからない状況でございます。

以上です。

○大串武次議員

それでは、2項の最後の飼料用米についてお尋ねいたします。

いろいろ過去にも一般質問の中で飼料用米については質問なされているわけですが、今回私がお願いしたいのは飼料用米につきましては単収によって交付金

の違いは当然あることは皆様方も御承知のとおりでございます。

新聞を見てもみますと、白石町の平均単収量529キロ、約530キロぐらい、収入であれば10アールあたりの所得が9,000円から1万円ないしは2万円ぐらいの範囲内で、どっちも飼料用米をつくっても530キロぐらいの収量では所得としてはそう変わらないわけですが、主食用米にしる、飼料用米をつくっても。

ですけど、私が今回申し上げたいのは、今タマネギとか麦、適期播種、適期栽培と植えつけと言われておりますけど、大豆の収穫おくれによるタマネギの作付おくれ、麦の播種おくれが相当出てるわけですよ。ですから、ここら辺を解消するためにはある程度これを進めろということではございませんけど、やはり白石町全体で飼料用米であったりを作付をして収穫が早くできますからWCSにかたいきする可能性もありますけど、そういうふうな面も考慮しながら考えていきますと、ある程度は検討して裏作物への適期播種、適期植えつけというところあたりを考えていかなければいけないと思っておりますけど、その辺についての産業課長の答弁をお願い申し上げたいと思います。

○赤坂隆義産業課長

飼料用米の作付の検討をする必要があるのではという質問でございます。

県内の飼料用米は、大豆の作付が難しい中山間地で主に作付がなされております。これは、所得の試算から見ますと、飼料用米で転作を行った場合と大豆の場合とでは交付金も含めた10アール当たりの所得で飼料用米で3万2,894円、これは単収は480と仮定しております、大豆で8万2,068円、これは大豆の単収を225キロというふうに算定しております、となり、飼料用米は交付金の単価は高く設定してありますが、輸入トウモロコシより安いことが求められるため販売価格が安く、キロ30円ということでございます。

生産費は、主食用米並みに係るため、総所得で比較しますと大豆のほうが高くなり、大豆の栽培に適する白石町では転作作物としては大豆が有利であるというようなことが言えるかと思えます。

町内で飼料用の作付実績につきましては、平成21年から24年度に約3ヘクタールから4ヘクタールの規模で作付がございました。平成25年、26年度の作付実績はなく、平成27年度計画では5名の方が約7ヘクタールの作付を予定をなされておられます。これらの生産農家は、いずれも個人で乾燥調製を農家でございます。

飼料用米は、専用品種での取り組みの場合主食用品種とのコンタミ対策が必要であり、乾燥調製や圃場の固定化、団地化、コンバインの清掃などが必要なため、現状としては個人で乾燥調製を行える方でないと取り組みにくい点があるためです。主食用品種でも取り組むことはできますが、主食用として流通するおそれがあることや専用品種に比べ低たんぱくである、専用品種に比べて数量が少ないため助成金が多くなるなどの問題点がございます。

しかしながら、国の進める米政策の見直しでは減少する米の需要に対応するため主食用米から飼料用米などの非主食用米への転換も進められておりますので、生産者が取り組みやすい環境を整えていかなければならないというふうに考えております。

飼料用米での産地形成のためには、このようにコンタミ対策や低コストで効率的な流通体制の構築などが必要であり、県においては今後JAとの生産利用について協議を行いながら、多収性専用品種の選定、種子の確保、栽培技術の確立、共同乾燥施設での受け入れの実施を構築、牛や豚への給養実施を行い、飼料用米の転作作物としての定着を進めるということにしています。

町といたしましても、県の取り組みと情報を共有しながらJAと協議し、共同乾燥施設の再編の方策として飼料用米の受け入れ態勢への構築など生産体制の検討を行っていかねばならないというふうに考えております。

以上です。

○大串武次議員

よろしくお願いを申し上げます。今の飼料用米は、作付すれば非常に共乾施設あたりが問題があるというふうな話も私も考えましたし、やっぱり一般農家の方もお考えのようでございます。

そういう場合、できるできないは別といたしまして、ある程度小さい共乾といいですか、今カントリー型に白石管内でもなっておりますけど、まだ支所単位での共乾施設もございます。そういう施設に飼料用米を50町ができれば50町お願いして、その50町分をどこかのカントリーにまたお願いするというふうな方策で飼料用米あたりも問題がある点を何とか解決するような方策を検討しながら、前向きにやはり当町としてもこういうような裏作の作付問題も出てきておる現状でございますので、検討をお願いを申し上げます、最後の大きい項目の3項に入らせていただきたいとします。

最後に、農家の労災保険についてお尋ねしたいとします。

農業者のための特別加入制度、農家やその家族、農作業全般での事故を保障する特定農業従事者、農機使用時の事故を保障する指定農業従事者、従業員のいる農家を保障する中小企業主等の3種類がございます。掛金は年5,000円から、けがの治療費は全額無料で、休業中の給付も出る。万が一障がいが残った場合の障がい補償や亡くなった場合の遺族補償もあると昨年10月27日の農業新聞に掲載されておりました。

この労災保険の仕組みと内容をわかる範囲内で結構でございますので、説明を担当課長にお伺いいたします。

○赤坂隆義産業課長

農家の労災保険について、労災保険の仕組みと内容についての質問ですが、一応お手元のほうにこんな方が対象になりますよという資料を差し上げておりますので、これに基づいて説明したいと思います。

労災保険は、本来労働者の補償、障がい、死亡などに対して保険給付を行う制度ですが、加入義務のない農業者の方でも一定の要件のもとに特別加入という形で任意加入ができるということでございます。

お手元の資料のように、加入制度はAからCまで3種類あります。Aは特定農業従事者タイプで、年間の農業生産物総販売額は300万円以上または経営耕作面積が2ヘクタール以上の方で、トラクター等の農業機械を使用する農業者に従事している方

が加入できるものでございます。

また、Bにつきましては、指定農業機械作業従事者タイプで経営規模にかかわらず加入できますが、指定された農業機械を使用し、農作業を行う方向けになります。

なお、Cにつきましては中小事業タイプで、常時労働者を使用する事業者や法人の代表者、役員でも加入できるような仕組みとなっております。保険料は、年1回の掛け捨て制で、年度途中の加入は月割り計算されます。年間の農業収入を365日で割った額を目安といたしまして3,500円から2万円のうちから申請をいたすような仕組みとなっております。

例えば基礎日額を1万円とした場合、Aタイプでは年間の掛金が3万2,850円になります。農作業中の事故で1カ月休業した場合、休業補償と特別支給金で1カ月につき21万6,000円が給付されますので、この資金を活用してヘルパー等を雇用することも可能ということでもあります。

以上です。

○大串武次議員

それでは、これをこの労災に加入とすればどういう手続をすればよいのか、またどこにすればいいのか、お尋ねしたいと思います。

○赤坂隆義産業課長

加入に際しどういう手続をすればいいのかという御質問でございます。

現在の農業においては、大型機械はなくてはならないもので、誰でも一度はひやっとした経験をお持ちだと思います。万が一のための暮らしの守りとして労災保険も選択肢の一つではないかというふうに考えております。

ただ、佐賀県農協はこの保険の加入手続ができる特別加入団体にはなっておられません。加入を希望される方は、加入組合等の特別加入団体をつくって佐賀の労働局に申し込みをするというふうな形になるようであります。

ちなみに、町内の方で1団体加入がなされております。構成団体が5名ということで加入がなされております。県内では11団体が加入をなされているようでございます。全国的には、酪農家の多い北海道のほうが加入率が非常に高いということでした。

また、新聞報道のように全国的には加入率が5%程度とまだ低い状況で、まだ周知ができていないというような状況でございます。

以上です。

○大串武次議員

ちょっと保険にもいろいろあるわけでございますけど、この労災保険につきましては私も元農協職員でございましたけど、知りませんでした。それで、今度の四、五日前の3月5日の農業新聞で労災保険は労働災害に遭った場合に、本人やその家族の生活を保障するため社会保障制度であって、農作業の事故によるけがや病気の治療費が無料になり、4日以上仕事ができないと休業補償があり、それを原資にしたヘルパー

の雇用も可能のようです。

障がいが残った場合は、程度に応じた年金か一時金の給付、死亡時の遺族給付など労働者と同等の手厚い保障となっています。

ところが、農業者の加入が今課長の答弁にもありましたけど、2012年現在で13万1,000人、農業就業人口の5%と横ばいの状態のようで、白石町では5名の方が加入されているとお伺いいたしました。農家も加入でき、メリットを周知をしていく必要があると思います。

こんな事例が載っていました。乗用トラクターにプラを装着中、右手の小指を挟まれ骨折した。通院に1カ月半かかったが、治療費は労災保険で賄えた。畜産農家の例では、牛が出荷時にトラックの荷台で暴れ出したために左肩を強打し、骨折、入院10日、全治180日を要したが、療養補償、休業補償の給付を受け取ることができたと掲載されておりました。

専業農家はもちろん、兼業農家でも一定の農作業に従事する場合、特定加入制度を利用することができ、保険料は年1回の掛け捨てで5,000円から2万円やっただすかね、なっているようですが、ある程度安いようでもございますので、JAとの連携などをとっていただいて、労災保険のPRも必要だと思いますので、広報誌などに載せていただいて、ぜひこういうふうなのを加入を勧めるということではなくて、知っておいていただくという関連でお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○白武 悟議長

これで大串武次議員の一般質問を終わります。
暫時休憩いたします。

10時37分 休憩

10時45分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。
次の通告書の発言を許します。吉岡英允議員。

○吉岡英允議員

議長の許可を得ましたので、本日2番目というふうなことで通告したとおりに大きく3項目について一般質問をさせていただきたいと思います。

まず第1項目めには、第2次総合計画における町の基盤整備についてお尋ねをしたいと思います。

第2次総合計画は、平成27年から平成32年までの6年間にわたる町の指針であります。後日、議案審議にて第2次総合計画の審議がされる予定であります。

そこで、1点目の質問として第2次総合計画第1章、ゆとりある快適な住みよい町の第2節、災害に強く安全・安心な生活環境の整備で目指すべき方向の一つとして地盤沈下対策の充実とあるが、地盤沈下対策事業は平成29年度で事業完了と聞いております。今後、地沈水路の維持管理を継続していくには今からでも早々に新たな事業展

開が必要ではないかとお尋ねをいたします。

○嶋江政喜農村整備課長

地盤沈下対策の今後の新たな事業展開が必要ではないかという御質問でございます。県営地盤対策事業白石平野地区については、昭和50年に採択をされまして2回の計画変更を行い、現在も事業を行っております。長期にわたる事業ということから、事業評価による見直しを行うよう指導がっており、現在の計画では議員おっしゃるよう平成29年度までの事業申請が行われているところでございます。

現在の地沈水路の維持管理については、県への地沈事業や町においても補助事業などを活用して補修を行っているところであります。

また、農地水活動に取り組みられている地域においては多面的機能支払い交付金事業の活動によりまして水路の補修、維持管理を行っていただいているところでございます。

現在、実施されています地盤沈下対策事業、これについては農業用水などの確保について地下水依存により地盤沈下の被害が著しいために、その対策として昭和50年に新たに創設された白石平野地区の特有の事業であるということでございます。

地沈事業の完了後は、議員が申されるとおり新しい事業は必要だと思われることから、白石平野地区の地沈水路の形態に合った整備ができる補助事業などの創設を国、県などに要望していきながら、この新しい事業による整備ができるまでは現在の補助事業等を活用して補修を行っていくように検討してまいりたいと考えております。

また、農地・水活動地域においては、今後も水道等の補修、維持管理をお願いしていきたいということで考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

今、事業、農地・水等があるところは農地・水を活用するというふうなことで言われました。でも、中の集落においては農地・水がない集落もでございます。

また、この第2次総合計画を見ますと、先ほども申しましたとおり、平成32年までの計画ですので、そこに地盤沈下対策との連帯というようなことで書いてありますので、何か総合計画にはおかしいなというふうなことでこの質問をした次第でございます。

私も、今おっしゃられたとおり持ち込み資料を用意しておりますので、持ち込み資料をちょっと見てもらっていいでしょうか。

先ほど課長さんからの答弁のとおり、この図にも工期は昭和50年から平成23年まで工事をやっておるというふうな図でございます。それで、一応私が言いたいのは、この持ち込み資料で言いたいのは、この青の着色部分なんですけど、当該白石平野地区の用排水路は133キロ、331メートルもあるとですよ。この長さがあるというふうなことで、申し述べたいと思います。

また、事業費もこの事業でここについてますとおおり538億7,769万円というふうな多額のお金をつぎ込んでされているものでございますけども、でも今後の問題としては

この水路はコンクリートの3面水路ではなく板柵と土水路の併用であり、恒久的な施設ではなく、土のうでできた部分は崩れやすく変形しやすいと思います。

また、水路底は農地により農地の落水、落水により土のうも一緒に落ち、堆積し、水路底は年々浅くなっていく問題等もあり、今後も維持していくには相当の予算措置が必要になると思いますので、そこら辺再度地盤沈下対策事業が29年度で終わるといふようなことですので、その後の項を具体的にどういうふうに取り組んでいくということをお示しができたら再度回答をお願いしたいと思いますけども。

○嶋江政喜農村整備課長

議員がおっしゃるように、用排水路は約133キロございます。これを全て町で管理をするというのは到底限界がございまして。町でできる部分、地元にもお願いする部分、そこら辺を地元でできる部分はなるべく地元で行っていただくよう、今後も協力をお願いしたいと思いますけど、今後その地沈水路につきましては農業用水のための水路で大変重要な水路ではございます。乗り崩れ、それから泥土堆積等が今後も進んでいく可能性はございますけど、今の地沈事業でも単なる補修、法面の一部分の補修とかなんとかはちょっと事業には乗りません。それとしゅんせつ、泥土のしゅんせつ、これについても地沈事業ではできません。

あくまでできるのは、ある程度の距離が、法面が崩落しているとかということであれば、県にお願いして地盤沈下対策事業で行っていただいておりますけど、現在のところその一部分についてはなかなかできないと、それと全般的に見て崩落というのが議員おっしゃるように3面で固めて法面までしてるという形態ではございません。

今、佐賀東部地区でクリーク防災機能保全対策事業というのが行われておりますけど、これについても地沈事業と同じくその地域に特化した事業の創設で現在行われております。ただし、このクリーク防災機能保全対策工事は、現在行っています自沈水路には一応採択要件に合わないということで、その地沈水路に答弁前に申しましたように地沈水路の形態に合った新しい事業を何とか国、県に要望して、採択をお願いするという事しかないと思います。

だから、そこら辺は今後関係機関とも協議しながら、その地沈水路の維持管理には努めていきたいということで考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

今、課長の答弁、佐賀東部地域のクリーク防災のことが出てきました。私も、クリーク防災の事についてちょっと調べてみましたけども、一応平成24年から平成35年の12年間の間で国営ですけども、事業費468億円かけて現在進められております。この工法は、一応佐賀東部地区も補助制度等々で制度は1回終わったところですよ、クリークの断面回復ですとか、法面保護を行い、広域的な災害を未然に防止するとともに、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて国土保全を図るということを目指しているというふうなこと書いてあります。

その観点から申しますと、地盤沈下対策の地沈水路も国土の保全と考えて大きく解

積すれば、要件に合うか合わないかというふうなことはさておいて、とにかく国土の保全を保つというあれだったら、地沈水路も壊れてしまったら災害発生ということになりますので、その辺も今後考えていただきたいものだと思います。

また、クリーク防災のしている工事ですけども、これにとともうちの地沈水路も一緒ですけども、法じり部とか、特に浸食等で落ちてます。その部分にブロックマットというふうな工法で石で置いて法面を保護するというふうなことでございます。その上に、また植生工を施すというような仕事をされておりますので、その辺もクリーク防災事業等を考えていただいてしていただきたいものだと申し上げます。

そうしたところ、私もう一枚持ち込み資料を用意しておりますので、それを見てもらっていいでしょうか。

持ち込み資料のイの1の2というふうなことを見てください。

この庁舎付近の県営地盤沈下対策事業でつくられた水路の現在の様子でございます。工事完了後、約25年の月日がたっておるかと思っております。No.1が一番上ですけども、No.1が地沈水路の陥没してしまった張ブロックですね。張ブロックもしてますけども、コンクリート板柵もしています。

これは、庁舎の付近の水路でございます。こういう私が言いたいのは、ここをしてくださいじゃなくて、こういうところが町内には多々ありますよというふうなことで解釈をしていただきたいものだと思います。

位置が、先ほど言いましたが、張ブロックが落ちてると、その先のほうもちょっとばかり裏の盛り土が落ちてます。

また、No.2がこれが土留板の裏がまた陥没して落ちています。ただし、私がこれ写真を見よってちょっと現地を見ておかしいなと思ったのは、圃場整備のほうでしました田面排水がこれ塩ビ管は出てますけども、柵渠の前までは何もつながってないと、小段の上に垂れ流しというようなことで、当時どういうふうな設計をされたかなというふうな思いで現地を見ました。

それと、No.3ですけども、No.3はちょっと庁舎よりも北のほうの地沈水路でございますけども、私はポールを2本置きました。これですね、小段の幅が当初は2メートルですので、2メートルのところからのりがこう全体についておったというふうなことでございます。

それで、一応これ暗渠排水の塩ビ管がもう既に2メートルか3メートルぐらい出ております。田面排水もこのように出てますということは、将来的に考えた場合、この本当は農地のほうの施設が塩ビ管がこのままだったらやはり傷むと、傷んで最終的には塩ビ管の交換というふうなことになったりすると思っております。その辺も考えた場合、今後の維持管理等々に支障を来すというふうなことになりますので、再度この写真を見られてどう思われるか、お答えをお願いしたいと思います。

○嶋江政喜農村整備課長

議員から持ち込み資料を見ての感想でございますけど、こういう箇所があるというのは承知しております。町内にこういう陥没とか、のり尻が洗掘されているのは一応承知はいたしておりますけど、今現段階ではなかなか事業でやれないという部分もあ

ります。だから、先ほども申したように、今後の維持管理の充実を図らなくちゃならないという考えで新しい事業を要望していく必要があるのではないかとということで認識はしております。

それと、やっぱりその今のクリーク防災ではどうしてもそれはあくまで向こうの東部地区に特化した事業で創設された事業ですので、この地沈水路に例えば東部みたいに杭柵はしてなかったら多分該当してたかもしれません。ただし、一応杭柵地沈水路は全て杭柵を施してありますので、その上の法面部分だけの事業がどういうふうな形でできるのかは今後強く県、国にともかく要望していくということで考えております。以上です。

○吉岡英允議員

そうしたところ、地盤沈下対策事業はとにかく平成29年度で終わりというようなことを私も聞いておりますので、事業が終わったら考えては到底遅いですので、今年度、新年度27年度か28年度か、とにかく考えていただいて、新たな事業を起こすというようなことで県に御要望をかけていただいて、県、国に御要望かけていただいて、新たな事業を創設というようなことでお願いを申し上げております。

続いて、2項目めの質問に行きたいと思います。

県道拡張に伴う白石駅舎公衆トイレの新築工事について質問をいたします。

まず、1点目の質問として白石町りんりん公園及び公衆用トイレの解体に伴う地元説明会が昨年暮れ、12月15日に駅周辺の地元の方への説明会が開催されておりました。その地元の説明会の資料は、資料によるとというふうなことで、私資料を一ついただいておりますけども、これを見ていたところ、今より3カ月後のことし7月より駅舎、トイレの新築工事が開始であると書いてあります。新しくつくる施設の説明がなされておられません、この資料には、具体的な計画図面等はできているかをお尋ねをいたします。

○岩永康博建設課長

県道拡幅工事による白石駅舎、公園トイレの具体的な計画図面についての御質問であります。

県道雄福富線は、通行車両と歩行者の安全を図るため、片側1車線、両側歩道の整備が行われ、駅舎、駅前広場、りんりん公園、トイレ等の移転が必要となっております。物件移転補償は、整備した物件の所有者と移転補償を行うもので、駅舎は持ち主であるJR九州と佐賀県の契約、それと駅前広場、りんりん公園、トイレ等は土地所有者のJR九州ではなく、占用している白石町と佐賀県で移転補償契約を締結するようになっております。

なお、占用物件の解体及び移転については、JR九州と事前協議が必要であり、その後管理協定を結ぶ必要があります。現在のところ、公衆用トイレ並びに公園解体の協議をいたしまして、その工事に取りかかっているところであります。

また、新築時においては、再度JR九州と協議が必要でありますので、公園のレイアウトを検討中であります。

県道工事の完了目標が平成27年度ということで、りんりん公園、トイレの解体工事の地元説明会で今後のスケジュールとして今年7月ごろから駅舎建設に取りかからないと事業が完了しないということで示しておりました。しかしながら、駅舎の移転補償契約が佐賀県とJR九州でまだ合意がなされていないと聞いております。そこで、平面図や立面図の提示もまだあっておりません。

りんりん公園の実施設計は、今年度町で行っておりますが、まだ委託期間中でありまして、まとまっておりません。JR九州と駅舎の計画が示されたら、その後りんりん公園の再整備とあわせて地元説明会を開催するようしております。

以上です。

○吉岡英允議員

私も、今現にりんりん公園並びに公衆用トイレ解体現場見ております。今、もう更地になっているみたいでございます。

そうしたところお尋ねしますけども、今度新しくつくられるトイレは新たにまた今の現状で単独でつくられるものか、話によりますと駅舎の中に一体化につくるというような計画もございます。まして、今度の当初予算ですけども、当初予算の141ページの5項の都市計画費の2目の公園費の中の13節の中の委託料の中にトイレ新築工事と委託というふうなことで1円の予算が積み上げられてはされてあります。その旨踏まえて、1円は多分どうなるかわからんというようなことで1円上げてあると思えますけども、まずもってトイレが単独でつくられるものか、駅舎一体なるものか、その辺の説明をお願いします。

○岩永康博建設課長

トイレがどのような形態で再築されるのかという御質問ですけど、駅前の駅舎の周辺の総面積が950平方メートルで、そのうち410平方メートルが道路敷地になるというふうになります。

それで、町の補償物件であるトイレの再築方法についてですけど、当初現況のように別棟での建築計画をしましたが、限られた敷地と利便性、建築コストを考慮した場合、トイレ棟と駅舎棟の合築工法が最適であるということで便器の設置基数が既存と同数確保されることと、またはJR九州への要望を行っております。それで一体的な駅舎とトイレの一体的な建築でできるように、現在計画を進めておりまして、また待合室についても利便性、乗降客数を考慮して必要面積を確保していただきたいという要望をしております。

それで、一応建築工法については設計、施工ともJR九州のほうで行っていただくというような計画で進めております。

以上です。

○吉岡英允議員

JRのほうで設計も工事のほうも進められているというふうなことですけども、一つここでまたお尋ねをしたいと思えます。

他の市町において、このうちみたいに公衆用トイレは多分駅の横にあったりしますが、他の市町においてもその全てトイレの管理とか、維持費とか、設置とかは私の町の白石町と同じような条件で現在運営というか、されてあるか、その辺を調べてあるか、お尋ねしたいと思います。

○岩永康博建設課長

他の市町とのトイレの建設状況という、駅のトイレの建設状況ということですが、そのりんりん公園をつくる時、トイレの建築されたときの経緯があるかと思います。よその駅舎については、おおむね駅、JRの改札入ってからトイレをつくるように、駅舎の中に整備をしております。白石駅みたいに別棟で町が管理しているというトイレは非常に少ないかと思っております。

具体的に調査したかという、それはしておりません。
以上です。

○吉岡英允議員

私が設計図面等ができておるかというのをお尋ねしたのは、先ほども申したとおり工事設計委託と工事施工のほうもJR九州が行うというふうなことで、でも使うのは我々町民ですので、こがんできたもんねというふうなことでぼんとやられても、先ほどもちょっと課長の答弁の中に椅子の配置とか、何とか言われました。レイアウト等も、やはりある程度知らせていただいて、周辺の後にもた言いますが、りんりん公園の整備のほうは私の町のほうでせんまらんです、例えば駅舎のベンチ数が少なかったら、りんりん公園のほうに少しばかり椅子を設けるというふうな具体的な公園整備の計画はあろうかと思います。

ただ、そのずらして公園整備をされたらよかですけども、同時並行した形で多分していれば工期がなくなるんですけど、していればいかんと思っておりますけども、その辺も加味して、やはり図面が早くわかったら、レイアウト等がわかったら、やはり住民さんの周知もできるし、公園整備にもつながるというふうなことでこの質問をしたんですけども、具体的に今現在全然まだわからんわけでしょうか。再度お聞きします。

○岩永康博建設課長

今、補償契約が県とJR九州とで交渉をされておまして、その中で補償金額等が決まってから駅舎の規模、その再築工法でつくられるということですので、それでうちとしては町としてはトイレの今現在のトイレがありますけど、その機能としては連結とか、それと今バリアフリーで新しい基準で車椅子の利用等で面積が大きくなってあります。そのバリアフリーの基準は守ってレイアウトしてほしいと、その駅舎、トイレの合築工法によるレイアウトができてきたら、町のほうでまた再検討して要望なり添えていきたいと、今言われるようにベンチ等の設置ですけど、まず解体をして、それで新しい駅舎をつくって古い駅舎を壊すというふうな手順になります。

その後、駅前のりんりん公園、駅前広場の整備と、だから今の駅舎を使いながら新しい駅舎をつくる、古い駅舎を壊す、その後に整備をするというふうに3段階になり

ますので、ベンチも数とか、利用状況に応じてりんりん公園とか駅前広場に設置が可能と思っております。

以上です。

○吉岡英允議員

速やかなJRとの協議等々お願いいたしまして、よりよいものをつくっていただきたいと思っております。

続いて、2点目の質問に行きますけども、2点目の質問として駅は町の顔とも言えます。また、1つの町で2つの県立高校の学生が通学により使っている駅はそうあるものではないと言えます。また、本町の方々も佐賀方面、鹿島方面など、通勤通学に利用をされております。

そこで、利用者及び送迎者にとって愛され、温かみを持ちつつ利便性のよい駅舎及び周辺の整備計画はできているかというふうなことで、町長いかがでしょうか。

○田島健一町長

この駅前の工事につきましては、県道拡幅に伴うところでの駅舎、またりんりん公園内のトイレ等々の附帯工事だというふうに思います。白石駅の利用状況でございますけども、まずもって乗車の人数というのが1日700名、また降車人数も700名を越すということで、その中で定期券利用者は600名ぐらいいらっしゃるということでございます。

また、その85%が通学者ということで、先ほど言われましたように高校生が、高校生、中学生等々が多いんじゃないかなというふうに思います。

先ほど課長の話でもありましたように、県道拡幅が原因でもってこの駅舎であるとか、駅前広場、りんりん公園等々が移転しなければならないということでございます。やはり先ほど言われましたように、どうせこの駅舎及び周辺をやるからには、議員が言われたように愛される、温かみを持った利便性のよい周辺整備をしていかなきゃいかんというふうに思っておるところでございます。

しかしながら、敷地がほとんどがJR九州さんの土地であるということから、例えば道路を広くするとかというのについても駅の敷地をちょっと自分勝手なことで言ったら失礼ですけど、駅は減らしてでよかろうもんと言うて県道を広くするとかなかなかできないでしょうし、そこら辺は関係者と十分に打ち合わせをさせていただいて、先ほど言われましたような利便性のよい周辺整備、駅舎建設をしていかないかんやろう。もちろん先ほど計画の図面がまだ明らかにされていないということで、それについてもでき次第地元の方にも提示をし、御理解をいただいた上で工事着手に持っていけないかんやろうというふうに思っているところでございます。

○吉岡英允議員

ありがとうございました。

ここに私、一つ資料を持っております。これつい最近我々議員にも配られた平成25年度の町長と語る会意見等一覧表というようなものでございます。これ皆さん、多

分お持ちと思いますけども、この中に白石5区のほうから地元の秀津地区ですけども、その方からこの時点ではこう書いてあります。

白石駅が移築する、まだ解体にならんというようなことで、どういうふうな方針のこっちゃわからんやっただけん移築というふうな表現を使ったやろうと思いますけども、白石駅が移築するときに観光サインやPRをするスペースをとってほしいというふうな要望が出されております。それに対しての当日回答が、駅舎はJRの管轄で、町はトイレと駐輪場を移動する。駅は、町の玄関なのでそういうスペースをつくってほしい旨は伝える。設計は今からなので、十分伝えられるのではないかと思うというふうなことで当日の回答されています。

また、担当課からの補足というふうなことで、県道拡幅により駅、トイレ、駐輪場を南へ移設し、駅前広場は狭くなる。当日回答のとおり、町の玄関、観光案内板など製作は必要、町の負担になるかもしれないことも含めてJRと工事担当の建設課で検討していくというふうな回答をいただいております。

この旨、こう回答してあるけんが、町民さんの要望に応じていただいて、周辺整備行っていただきたいものだというふうなことをつけ加えて申し上げます。

それと、私のもう一つの周辺整備について申し上げたいことがございますけども、駅前の道路は県道肥前白石停車場線でございます。駅には駐車場がないため、特に雨が降っている日の夕刻ですけども、学生の迎えなどは白石駅前から南の曲がり角、整骨院がございまして、その曲がり角の付近まで約100メートルぐらい西側のほうに車がずっと並びます。ひどいときは、反対側まで並んだりする場合がございます。

夕刻の暗いときですので、その中雨が降っております。その中を子供たちがかさを差して帰るなり、また駐輪場から自転車に乗って帰るなりします。その中をまた一般通行車両が走るというふうなありさまを私は数回見ております。そういったこの周辺整備で今後そこら辺の問題も今すぐしてくださいじゃないですけども、考えていただきたいものだと思いますので、それについての回答をお願いします。

○岩永康博建設課長

議員がおっしゃるように、駅舎の周辺道路については2路線とも県道となっております。肥前白石停車場線については、送迎の車両が渋滞をしております。また駅舎の周辺については全て右打ちで、駐車場用地にできるような土地がありません。それと、駅舎南側にJR九州の保線資材置き場がありますけど、これについても協議の中でその土地はまだ借用できないというふうになっております。

それで、停車帯を含めた県道改良工事ができるものなのか、道路管理者であります杵藤土木事務所へ要望していきたいと考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

今後、道路改良工事等でできるか、県のほうとよく話し合っていたきたいものがあります。

また、駅舎のことについて再度少し戻りますけども、今この町長と語る会のほうで

も意見が出ましたように、PRするスペースをとってほしいというようなことでありますので、今町長の推進でもあります6次産業もPRをせんばいかん、我が町にとって駅も表玄関というか、玄関ですので、その辺のスペースももっととっていただきたいものだと思います。

また、その例えばその設計図面ができたらりんりん公園の中の整備でどうかわからんですけれども、これだけの子供たち等々の利用者がございます。それで提案なんですけれども、営業時間限定でちょっとした食べ物の出せるスペースとか、そういうことができたら利用者にとって本当温かみのあるような、中には高校生の中で駅前にコンビニもないもので、207を渡ったコンビニまで歩いて回って、またぐるっと回って学校に行きよる子もおるとですよ。3人ぐらい連れして、多分駅の時間、来る時間と学校の始まる時間が合わんもので、駅では早く来て、そのまま歩いて207の大戸の交差点まで行って、それから右折をし、とあるコンビニに寄って、それからまた役場前の信号機を通過して学校のほうさ歩いていきよう子も中にはおります。そういう道で朝飯を食べながら行きよる子もおります。

それで、そういうことを目にしたりしてるもので、ちょっとしたこんな駅の時間に合わせて結構ですので、ちょっとした軽食等を出せるスペースが本当とれたら温かみを持った利便性のよい駅ができるなど私は思いますので、その辺もちょっと申し伝えたいと思いますので、その辺について誰か回答をできる方はよろしく願いいたします。

○片渕克也企画財政課長

今、JR白石駅については今の管理状況を申し上げますと、JR九州鉄道営業、いわゆるJRのグループ会社、こちらから1名来られて留守番というか、管理をされておられるというふうな状況でございます。

実は、JRの佐賀の鉄道局ですかね、こちらからいわゆる改築後に町のほうに委託ができないものかというふうな御相談がっております。今のところ基本的には町の顔、先ほどおっしゃいましたが、そういう位置でございますので、町としては多分追加の経費はかなりかかるのかもわかりませんが、こういった管理の方法があるのかということで一応それは受けるべきだろうという方向で今検討をしているところでございます。

JRのほうには、今のところほかの駅の状況等もずっと確認をしながら、4月いっぱいぐらいまでちょっと返事は待つといてくれというようなことでしておりますが、今協議中であるということだけ申し上げておきます。

○吉岡英允議員

今、企画財政課長のほうからうれしいお話をいただきました。やはり町のほうで管理ができれば、またよりよい温かみを持った駅ができるんじゃないかなと思いますので、いい方向に転ぶようお願いし、次の項に行かせていただきたいと思います。

次に、3項目めの質問として、高齢者の国道横断による死亡事故について質問をいたします。

昨年平成26年に白石町内において人身事故が239件発生しております。また、ことし1月1日から2月25日までの人身事故が74件発生をしております。合わせて313件の人身事故が発生し、そのうち3人の方がお亡くなりになられておる現実がございます。

また、佐賀県警察本部がまとめてある平成26年度交通事故発生状況地域別ランキングというふうな表がございます。その表は、これお示しをしとらんですけれども、こういうふうな表が県警本部から出されております。この表によりますと、我が白石町はよいほうから7番目はよかですけど、悪いほうから数えて7番目というふうなことでございます。佐賀県内は20市町でございます。その中で悪いほうから7番目が白石町というような形で、交通事故が発生しているというふうなことでございます。

ちなみに、一番悪いのが吉野ヶ里町でございます。同じく2番が2つ町ございまして、佐賀市と江北町でございます。全て2番が2つあるもので、あと4番ですね、4番いきまして4番が小城市です。5番が神崎市で、6番が上峰、それから7番目に我が白石町が事故が多いというようなことでございます。

でも、この表から申しますと、大都市である鳥栖市、唐津市がともに12番です。12番やけんよいほうでございます。そういうふうな我が町の形態をお知らせだけさせていただきます。

そこで1点目の質問ですが、ことし1月27日に国道207号において町内の高齢者、これは91歳の方ですけども、道路横断中に自動車にはねられて死亡をされました。また、昨年お盆にも同国道で高齢者の国道横断で死亡事故が発生をしておりました。約5カ月の間で2件の死亡事故が発生をしておりました。

今後、類似の死亡事故が発生しないようにするための対応、対策はできているのかをお尋ねいたします。

○百武和義総務課長

先ほど議員おっしゃったように、白石町内における交通死亡事故につきましては平成26年4月1日からことしにかけて3件発生をしております。そして、3名の方が亡くなっておられます。

1件目は、平成26年7月27日に大字坂田の町道でバイクを運転されていた方が電柱に衝突されて、亡くなられました。2件目は、平成26年8月15日に大字福田国道207号を横断中に車にはねられて亡くなられました。3件目は、2件目から約100メートル離れた場所で車にはねられて亡くなられておられます。亡くなられた方3名は、全員が高齢者という状況になっております。

町内で交通死亡事故が発生した場合には、関係者、これは佐賀県警本部の交通規制課、それから白石警察署、それから道路管理者、町交通安全担当者、地元区長、こういった関係者が現地を確認しながら交通事故の防止対策について協議を行っております。

2件目の昨年8月の死亡事故発生時にも関係者による協議を行いまして、事故現場の近くには既に横断歩道や歩道橋が整備をしておりますので、これを利用していただくことが一番の事故防止対策ということから地元区長さんのほうに住民の皆さんに伝

えていただくことをお願いをしております。また、町のほうでも白石警察署と合同で地元老人会との交通安全の講和などを行ってきました。

このような対策を行ってまいりましたが、残念ながらことし1月に3件目の死亡事故が発生をしてしまいました。この事故発生を受けて、町では事故現場付近の横断者の調査を行っております。

結果につきましては、小学生は全員が横断歩道橋を渡っておいりましたが、大人の方が横断歩道橋や横断歩道を使わないで道路を横断しておられたという方がいらっしゃいました。警察署のほうでも事故防止対策についていろいろ検討をされておりましたが、やはり横断歩道、歩道橋が整備されているにもかかわらず、これを利用されていないことが一番の原因ということから、地元住民の方々に交通ルールを遵守していただけるよう周知徹底することが必要ということと考えておられます。

今月も、地元老人会のほうに白石警察署と交通安全の講話を行うようにしておりますので、横断歩道と歩道橋の利用の徹底について指導を行っていくという予定にいたしております。

また、今後もほかに対策ができないのか等について、関係機関のほうと連携して検討を行っていきたいということ考えているところでございます。

以上です。

○吉岡英允議員

そうしたところ、持ち込み資料を持ってきておりますので、持ち込み資料を皆さん見てもらっていいでしょうか。2の4の1です。これ写真でございます。

これちょうど死亡事故、お亡くなりになられたところの現場の写真でございます。No.1は鹿島方面から亡くなられたところのほうの写真を撮ってきております。これと言えることは、先のほうに歩道橋が見えます。また、大戸信号機により歩道橋よりも手前まで、これ約150メートルぐらいですけども、手前まで信号機でつながるといふような状況でございます。

そうすると、No.2ですけども、No.2は歩道橋の上から鹿島方面をとった写真でございます。緑の線を2本引いておりますけども、これが大体西のほうから写真で見ますと向かって右側のほうから左のほうさん渡ろうとしようとして交通事故に遭ってしまったというふうなところの線でございます。

それで、1月にお亡くなりになれた方なんですけども、これはこのNo.1の写真の状態です。これ右の、写真でいいますと左のほうから郵便局のほうさ渡ろうとしようとしたわけなんですけども、信号機でとまっておりますので、そこをどうも出られたそうです。センター付近まで出られまして、そのおばあさんがそこで左を山口方面から鹿島方面に行く車を確認をされたら、そこでとまられたかもわかりません。でも、見ないで出たために車と接触し、亡くなられたという事故でございます。

ただし、このおばあさんの件なんですけども、おばあさんは90歳という高齢で、常に歩行するときに乳母車を押されたそうでございます。歩道橋がございまして、乳母車を押した方、90歳の方が乳母車を抱えて歩道橋を登っていくというふうなことはまず無理、不可能でございます。誰でも考えても無理なことでございます。

となると、やはり下を渡るというふうなことで、一応歩道橋の周知徹底というふうなことで言われてますけども、歩道橋の周知徹底は若い者、我々の世代までは十分歩道橋で結構です。ただし、高齢者の方もしくは自転車を使われている方、自転車を持ってまた歩道橋も渡ることはまず不可能でございます。その辺も考えていただきたいものと私は思います。

それで、また持ち込み資料の次のページを見ていただいてもいいでしょうか。

これは、私が大戸の信号機から白石石油センターの前まで、国道207号におけるところの横断歩道と歩道橋の位置並びに距離を示した図でございます。これを見て、皆さんはどう思われるでしょうかね。

歩道橋のある地点、上のほうが大戸の交差点でございます。それから、128メートル行って歩道橋がございます。それから285メートル行ったら役場入り口前、Aコープのところに横断歩道がございます。それまで285メートルあります。大戸の交差点からAコープ前の歩道までは410メートルでございます。それから、南のほうにくだりまして、役場入り口Aコープ前の横断歩道から次のなかふさのところの横断歩道まで約300メートルでございます。それから次の錦タクシーの前の横断歩道まで92メートルでございます。

それから、白石石油センターの横の横断歩道まで198メートルでございます。それから、もう一カ所ちょうど終わりのところに75メートル行けば横断歩道がございます。歴然とこの図で見れば、わかります。歩道橋はあっても、高齢者にはこの歩道橋はちょっと無理です。それを除きますと、大戸の交差点から役場の入り口までは410メートルあります。その間は、渡るところが一切ないというふうなことでございます。

そうしたところ、私が申し上げたいのは、常識的に考えますと、歩道橋の下に横断歩道なんてあり得んと思う。皆さん考えるかと思えますけども、しいていえば歩道橋の下よりも南のほう100メートルぐらいのところにちょうど3差路もしくは里道来るところがございます。そこに横断歩道の設置をされたら、今のような交通死亡事故が発生と、たった5カ月も、半年の間に2人も死ぬと亡くなられるというようなことは悲惨な事故が発生しなくなるんじゃないかなと私は思います。

それについて、答弁のほうをよろしくお願いいたします。

○百武和義総務課長

図を使って御説明をいただきました。207号とそれから県道武雄福富線が交わる大戸の交差点から役場入り口、207号から役場入り口、役場に入る交差点ですね、この410メートル間に歩道橋が1カ所しかないということで、歩道橋の南100メートル付近に歩道を設置してはどうかという御質問かと思えます。

歩道の設置につきましては、もう御承知のように県の公安委員会が設置するという事になっております。そういったことで、警察のほうにもお話はいたしました。警察のほうとしましては、原則として先ほど申し上げましたように、横断歩道橋があるので横断歩道橋は横断歩道よりもより歩行者の安全を守ることでは絶対的なものなので、これをぜひ使うように利用してもらうことがまず大原則ということで、そしてその100メートルがその近くということになるかどうかは、基準が歩道の設置の

基準というのは特にないそうでした。

歩道橋があるので、すぐ近くには歩道を設けることは難しいのではないのかというお話でもございました。もし、歩道を設置した場合に子供が歩道を利用するといったことになれば、ちょっと子供たちにも危険が発生するのではないかという御心配も申されておりました。

こういったことで、先ほど言われたように高齢者の方が歩道橋を使うということは非常に厳しい面もあるかと思えます。そういったことで、ちょっと歩道まで待ってくださいというのも距離的にかなり距離がございます。そういったことで、歩道をすぐにとということにはならないかと思えますけども、歩道の設置について地元の皆さん方の御意見等も聞きながら、関係機関と一緒に検討はしていきたいというふうに思えます。

以上です。

○吉岡英允議員

ぜひとも検討をしていただきたいと思えます。でも、我が町が財政的に余裕があれば、県とか国に要望もかけて、この歩道橋を改築するという手もあるとですよね。山口駅の連絡通路みたいにエレベーターをつけて、それも自転車も行かんばらんけん、結構大きなエレベーターですよね。エレベーターをつけて安全にさせていただくというようなこと、県、国また我が町も多分それは一部は負担はせんばんやろうかと思えますが、要望をしていただいて、歩道橋を改修するというふうな手段もございます。

どっちがいいか、今後よく検討をしていただきたいものだと思いますけども、それに対して町長さん、どうお考えでしょうか。

○田島健一町長

交通安全上は、歩道橋といいますか、車と全く別にしたほうが事故は起きないということで、歩道橋はいい産物だというふうに私はこれまで思っておりました。

しかしながら、歩道橋というのは道路の空間に設置をされているものですから、地震等々で壊れた場合は交通手段をそこで遮断してしまうということもあるわけでございまして、歩道橋が全ての面においていいとはなっていないようなところもございます。

しいていえば、皆さんも御承知と思えますけども、片田江の交差点にも以前大きな歩道橋が4面にあったわけでございますけども、あれはもう既に撤去をされております。そういったことから、撤去されているところも多々あります。

私どものこの白石町の中にも、今の戸のところの横断歩道については白石小学校の子供さんたちの通学路ということで、この前のうちのほうで調査もしたわけでございますけども、小学生を全て歩道橋を渡って、安全にその国道を横断、歩道橋を介して安全に横断しておるわけでございますけども、やはりお年寄りの方というのはそこに見えとるぎに、やっぱり遠回りするとはなかなか車が来らんぎよかろうもんという感じになるでしょうけども、とりあえずは現時点においてはやっぱり命を守るためには少し遠回りしてでも安全を確保されるところで横断をしていただきたいなとい

う思いでございます。

もちろん先ほど言われましたように、横断歩道にエレベーターをつけるとか、緩やかなスロープ式の階段じゃなくてスロープ式にしていくとか、いろんなやり方もあろうかと思えます。ここら辺については、地元の人たちともまた相談をしながら、地元の方と警察、土木事務所等々と相談をしながら検討してまいりたいというふうに思えます。

以上です。

○吉岡英允議員

検討していただいて、いい方向にさせていただきたいものと思えます。

また、この場所は先ほども述べましたとおり白石郵便局がございまして、今から高齢者の方がひよっとするきんこの方も年金を取りに来てあったかもわかりません。その辺も踏まえますと、また再発の可能性もございしますので、その辺もよく考慮していただきたいものだとお伝えし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○白武 悟議長

これで吉岡英允議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

11時45分 休憩

13時15分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。西山清則議員。

○西山清則議員

皆さん、こんにちは。

眠気を誘う時間帯でございますけれども、一般質問をさせていただきます。

大きく3点通告しています。

まず1点目、職員の人事についてですが、現在町長を中心に本町職員は町民の声に耳を傾け、町民を笑顔にするという町長の信念のもと、一枚岩になって頑張っておられます。町民の方からもいろいろと優しく教えていただいていると言われていました。

そこで、人事についてですが、上司の意見、考え等は聞かれているのか、本人の希望のみを第一に考えての人事を進められているのか、伺います。

○百武和義総務課長

人事異動に上司の意見、また職員の意思、こういったものが取り入れられているのかという御質問だと思います。

職員の人事異動につきましては、いろいろな業務を経験することも必要であるということから、全体で平均して3年から4年前後での異動を基本に実施しているところ

でございます。特に、若手職員にはいろいろな部署を経験することが必要という考えから、二、三年前で異動をしてもらうこともあります。

人事異動に当たっては、毎年12月に職員に提出を求めています異動希望等を記載する人事異動自己申告書、これを作成して提出してもらっておりますけども、この申告書も参考にしながら配置を考えておるところでございます。

そしてまた、上司の考えは意見とかそういったものも昨年から上司からも特にこの方は昇給するにふさわしい人材であるとか、そういったことも調査をしております、その意見も反映をしているところでございます。

しかしながら、職員の経験年数等を含めて職員全体での配置のバランス等を考えます中では、必ずしも職員が記載した自己申告書の異動希望どおりにはならないものになっているというふうに考えております。

ただ、人事異動につきましては、職員は異動があればその与えられた部署部署で努力をしていただいて、町民の福祉の向上に努めるべく業務に邁進していくべきものという考えも持っております。したがって、人事異動を一つの好機と捉えて、主体的にキャリアデザインを見詰め直して、自信の意欲、能力を高め、組織力向上に貢献していただきたいということで考えているところでございます。

以上です。

○西山清則議員

わかりました。

それでは、次に2点目に行きたいと思えます。

初心者は、先ほどから言われましたように採用時から数年置きにいろんな課を経験し、習得しなければなりません、10年からあるいは20年もたてば、係によってはその人の知識あるいは能力も発揮するところとできないところがあるんじゃないかなと思っております。

町民の方からすれば、職員の方は全て知っているものと思われていると思えます。その点、上司の方はよく把握して指導願いたいと思っております。

あと、2年ないし3年もすれば、ここにおられる課長たちは合併当時からおられた課長たちも一人もいなくなるわけでございますので、ここにおられる課長たちのように立派なプロを育てていただきたいなと思っておりますので、そのような配置を考えておられるのか、伺いたいと思えます。

○百武和義総務課長

職員の適材適所の配置はという御質問かと思えます。

職員の配置管理につきましては、人的資源の最大限の活用を図るものでございますが、職員の現有能力の有効活用だけでなく、潜在的な能力の発見、育成も目的としております。現場での業務経験は、それ自体が能力開発の機会となるものでありまして、特に若手職員については育成的観点から計画的に多様な部署を経験させることが重要というふうに考えております。

先ほどの答弁と重複をいたしますけれども、役場職員というのは町民の方々から先

ほど議員おっしゃったように何でも知っているというふうに思っておられるかと思えます。そういったことで、職員にはいろんな業務を経験することも必要ということで、平均して三、四年前後での異動を基本に実施しているということで申し上げたところでございます。

また、毎年12月の人事異動自己申告書、これを提出してもらって、自分がどこに行きたいと思っているのか、そういったことも十分に参考しながら配置をしております。職員の日ごろの業務に対する姿勢や今までの行政経験、また資格の取得状況、こういったことも参考にしながら、また職員の潜在的な能力の発見、育成も考えながら今後も適材適所ということをも十分考慮しながら配置を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○西山清則議員

4月からあかり保育園を除いて全て公設民営になるわけですが、教職の方ほどのような配置をされているのか、考えておられるのか、伺いたいと思います。

○百武和義総務課長

議員おっしゃったように、町内7保育園のうちあかり保育園を残してあとの6つの保育園がことし4月1日からは公設民営化へということになります。これに伴いまして町が運営する保育園はあかり保育園1園ということですので、保育所のうちちょっと余ったといいますか、語弊がありますが、全保育士を必要ではないということで、昨年度に全保育士の皆さんを対象に面接とか、それから異動希望の調査、こういったものをして、庁舎内に事務職として移転をする方を決定をいたしまして、昨年4月1日からは11名の事務職移転、転任対象者を役場内の事務職に移ったときにスムーズに移転ができるようにということで、冒頭に例規やパソコン操作の全体研修、これをしてからあと1人1カ月単位で3回役場内の各課に配置をして、実務体験研修を今現在進めているところでございます。

この研修結果も評価をしております、そういった評価等も参考にしながら4月1日からの配置をどうするかを今後検討するというようにいたしております。

以上です。

○西山清則議員

それでは、保育園の11名の方が一応庁舎内に入るということによろしいでしょうか。

○百武和義総務課長

既に1名は、今年度から事務職転任しておりますが、来年度4月1日からは、ことし4月1日からは11名が役場内事務職に転任と、役場内に限らないかもわかりませんが、事務職転任ということになっております。

○西山清則議員

それでは、大きな2点目に入っていきます。

ことし1月27日に文科省から、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～を作成されました。その1章の2に学校規模の適正化に関する基本的な考え方を教育的な観点から書いてあります。

学校規模の適正化を図る上では、第1に学校の果たす役割を再確認する必要があります。義務教育段階の学校では、児童・生徒の能力を伸ばしつつ社会的自立の基礎、国家社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では単に教科書の知識や技能を習得させるだけではなく、児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要になります。そうした教育を従前に行うためには、一定の規模の児童・生徒集団が確保されていることや経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となりますと書いてあります。このことについて、教育長の考えを伺いたいと思います。

○本山隆也学校教育課長

前段につきまして、ちょっと述べさせていただきます。

学校規模適正規模ということでございます。学校教育におきましては、ただいま申されたとおり、子供たちが集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い切磋琢磨するというふうなことが書かれております。また、それぞれの先生たちにつきましても、適正な配置ということも重要になってまいります。

規模につきましては、弾力的ではございますけれども、法令上学校教育法の施行規則ということで第41条に小・中学校ともに12学級以上18学級以下ということが標準とされているところです。また、議員おっしゃられたとおり統廃合の手引きに基づきまして、今後白石町公立学校の設置者としてそれぞれの地域の実情に応じまして学校規模の適正化については検討してまいることが必要かと考えております。

○西山清則議員

確かに少人数で先生方の指導が行き届いて、学力は今白石町でも向上していると思っております。ただ、競争力、忍耐力、体力的にはどうかと思っております。

きょうの佐賀新聞にも、体力テストが掲載されていましたが、クラブ等で最近粘り強さがなくなっている、あるいはすぐ諦めている子供がいるということでありますけど、その辺どうお考えでしょうか。

○本山隆也学校教育課長

けさの議員おっしゃるとおり、新聞紙上等にもございました体格等につきましても県及び全国平均はやや上回っているかと思っております。しかし、やはり部分的に見てまいりますと、筋力の持続性、耐久能力といった部分につきましてはやや劣る部分

がございます。

また、白石町の教育の26年度版の手引き33ページの中にも掲載しておりますけれども、総合的な点数におきましてはやや男子のほうが上回りますものの、女子のほうにおいても県平均はやや上回っておりますけれども、全国規模を申しますと届かない部分もございます。今後、また小・中学校における体力の向上につきましては、継続的に取り組んでまいることが必要かと認識しております。

○西山清則議員

先ほど課長が言いましたように、法令上は学校規模は小・中学校ともに12学級以上18学級以下が標準とされていますけれども、法令上基準が定められている学級数に加え、1学級当たりの児童・生徒数や学校全体の児童・生徒数がそれらの将来推計などの観点もあわせて、総合的な検討を行うことが求められています。

そこで、学級数が少ないことによる学校運営上の課題、あるいは教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題、それと学校運営上の課題が児童・生徒に与える影響などの問題が出てきますが、全学年でクラスがえを可能にしたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためにはやはり1、2学年2学級以上、12学級以上のことが望ましいと思いますけれども、教育長の考えを伺いたいと思います。

○江口武好教育長

まず、小・中学校の適正な規模ということでの御質問だと思います。

先ほど御指摘がありましたように、白石町内は12から18という国の適正規模といたしまししょうか、標準、それに見合うのは福富小、白石中の2校のみでございます。ただ、内訳を言いますと福富小も特別支援学級が2つございます。ですから、実際は普通学級だけ入れればちょっと小規模校になるわけです。これは、中学校も同じでございます。

そういう中で、ただ学校の適正規模はどうか、国の決まりはございますけど、例えば町によってはかなり児童・生徒数の少ないところもありますし、白石町みたいに例えば小学校でいえば8つの小学校に福富小学校を除けば大体1クラスですけど、そうやってしかもその1クラスに20人以下というようなところもございます。そういう意味で、非常にいろんな意味で難しいところもございますけど、でも今現在白石町内の学校は保護者あるいは地域のニーズといたしまししょうか、負託には応えているのかなとそういった気もいたしておりますと言いつつも、先ほどおっしゃったようにやっぱり学級の中で自立と社会性をつけるためにはいろんな意見が飛び交うように、もうちょっと人数がどうかと、それからクラスマッチぐらいできるように、1学年が複数クラス、せめて2学級とか3学級あればいいのにな、そこはまさにそのように考えております。

ところが、これも1クラスが40人でいけば、1年生は35人ですけど、40人でいけばこれは1クラスです。41人になれば2クラスになるわけです。だから、その辺も非常に微妙な問題がございます。

学習面、あるいは遊ぶ生活面、学校行事あるいは学校運営、そして財政的なもの、それから施設設備、いろんな意味でいろんな捉え方があるのではないかなと思います。それは、メリット、デメリットは規模が小さい、大きいでそれぞれあるのかなと思っております。

以上です。

○西山清則議員

この適正規模について、いろんなこと書いてありますけれども、まず先ほど言いましたけれども、学級数が少ないことによる学校運営上の課題、それには14目ほどありますけど、その中でクラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。それにまた加配なしには習得度別指導など、クラスの枠を超えた多様な指導の形態がとりにくい。またクラブ活動や部活動の種類が減退される。生徒指導上、課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける。児童・生徒から多様な発言が出しにくく、授業展開に制約が生ずる。

それと、次に教員数が少なくなることによる学校運営上の課題、それもかなり多くの問題点がありますけれども、まず経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる。それと、教職員1人当たりの項目単位や行事にかかわる負担が重く、校内研修の時期、時間が十分確保できない。教員同士が切磋琢磨する環境をつくりにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい。これは、学年会や教科会等ですね。

それと、学校運営上の課題が児童・生徒に与える影響ということで、集団の中で自己主張をしたり、他社を尊敬する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。それと、切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出しにくい。多様なものの見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい。こういったデメリットが多く書かれています。

この辺が、また小規模校となったときの課題であると思いますけども、その辺の考えはいかがでしょうか。

○江口武好教育長

白石町は、先ほども申しましたように、まずは今の規模で例えば小学校、中学校3校ありますので、そこで何とかして前よく機能すると、教育の効果が上がるようにという努力はしていかなくてはいけないだろうとまずやってるわけです。ただ、1学年で複数学級あれば、さっき言いましたクラスマッチとか、対抗心とか、いろんな形ができるだろうなというそこはもちろんあります。

だから、それをカバーするためには教育研究会何かでの陸上競技会とか何かありますけど、そういうのを意図的にちょっとほかの学校とも一緒にできるような、有明校区では何か小学校3校が集まって何かの競技会をすとか、そういう形をやっぱりとって補填をしていくと、デメリットの部分の補填していくということになるかと思えます。

例えば、40人の子供がいたとします。40人というのは、小学校の2年生以上は1クラスであります。ところが、41人になったら2クラスとさっき言いました。1年生だけは35人、36人だったら2クラスです。これが2クラスになればある意味少人数になるわけですね。20と21ですか、これが1つになればちょっと大人数で、1つの学級でなかなか先生の手が細かいところまで行くのかどうかという疑問あるわけです。そういう意味で、どっちともいい面、悪い面があるのかなと思っております。

でも、少なくとも当初申しましたように、何かばあっと学級対抗とか、クラスマッチとか何かできればいなとそういうあれは持っているわけです。

でも、今は現実には20人以下のあります。それから、1クラス福富小を除いてはだからそこはそこで何とか複数学級ある他校にはひけをとらないようにやっぱり工夫をしていかなくちゃいけないのかなとそのように思っております。

以上です。

○西山清則議員

それでは、アンケートについてですけれども、第2次白石町総合計画をつくるに当たって町民アンケート調査で本町の小・中学校の統廃合についてどう考えですかということで、早急に統廃合を考えるべきが9.6%、将来的には統廃合を考えるべきが44.2%で、福富小学校区以外は全て50%以上でありました。

統廃合を考えるべきと答えた理由で、教育環境を考えると1学年当たり2学級以上が望ましいのが31.8%、小規模学校が多くあるよりも施設や設備の充実が期待できるからが46.4%でした。この結果を見て、どう思われたか伺いたいと思います。

○本山隆也学校教育課長

第2次総合計画でなされましたアンケートの集計結果についてでございます。

今、議員おっしゃいましたとおり小・中学校につきまして全国的な少子化の中、学校の統廃合、小中一貫校などどのようにお考えですかと尋ねられた答えが、今議員おっしゃられた結果となっております。

また、その結果につきましてもお尋ねしたところ、教育環境上の2学級以上が望ましいという部分や、施設設備の充実などが期待できるといったこと、またさらに財政上のやむを得ないといったような意見などがなっております。

現状を維持すべきというふうな理由につきましては、合併、統廃合になった場合、通学の距離が遠くなるということや地域のコミュニティ形成に学校は必要なのだというふうな御意見も賜っております。

学校教育に関する自由意見につきましても、学校教育に力を入れてほしい、あるいは学校、家庭が協力すれば学力向上も見えてくるのではないかと、あるいは通学路の安全対策をしてほしい、給食費の助成、それから小・中学校の施設の整備など、教育環境問題などがございましたところであります。

先ほど2月、先月に第2次総合計画の審議会からいただいた答申に基づきまして、今後各関係機関から御意見をいただきながら、第2次総合計画の実施計画をつくり上げていかなければならない時期になってきております。学校教育課といたしましても、

白石町の子供たちが白石町でしっかりと義務教育ができますよう御家庭の御理解、地域の協力をいただきながら取り組んでいかなければならないと考えております。

以上であります。

○西山清則議員

保護者といろいろ今後話さなければいけないとは思っております。

ただ、現在小学校8校あります。それで、3校あるいは4校になした場合とまた中学校3校ありますけど、それを1校になした場合の維持費等の費用はどんなふうになるか、わかっておりますか。

○本山隆也学校教育課長

統廃合を想定した維持管理の関係でございます。現在、25年度の予算ベースと申しますか、それで申しますとおおむね白石仮に4小学校一緒になしますと2,000万円前後、1,500万円から2,000万円の維持費がかかっております。

また、中学校に関しましては、白石中学校700万円前後の維持費がかかっております。我々も、よその市町等は研修するわけでございますけれども、財源と申しますか、そちらのほうで申しますと多久市の東原座舎小中一貫校の場合、設立に向けて用地等を除きまして33億円程度の経費と伺っております。

以上であります。

○西山清則議員

なかなかちょっとわかりづらいような金額でございましたけれども、今小中合わせて11校と、それに小学校を3ないし4つになした場合と中学校1になした場合には、かなり維持費も削減できるんじゃないかなと思いますけれども、その辺はどうでしょうかね。変わらないと思いますか、それとも削減できるのか、その辺わかったらお答え願います。

○本山隆也学校教育課長

当然、複数校を1つになしまして、スクラップ・アンド・ビルドと申しますか、財源面的には維持の軽減はなされるかと思っております。

また、現在設置されております施設、小・中学校も生かしつつ、その統廃合を考えると十分にその部分も考慮しながら、また地域の意見を聞きながらなされるものだと思っております。

以上であります。

○江口武好教育長

維持費といいたいでしょうか、その辺の金銭面もありますけど、今度の総合計画のアンケートの中に学校が云々なれば教職員も当然減りますよねというようなコメントがあったかなと思っております。

今、8校、全部で11校県費負担教職員194名、これが配当の定数です。それに調理

職員がセンターとか、調理員とか、スクールアシスタントとか、いろいろ司書とかいっぱいいるわけですけど、この194名というのは当然かなり減ることになります。当然、学校が1つになれば校長は1人です。それから、事務もそうですし、養護もそうですし、教職員も今は非常に20人とか十何人の学級がありますが、そこに担任が1人ついてるわけです。ところが、当然わっと寄れば30、40人というような学級が当然そういう形になるわけで、そういう意味ではかなり教職員の減といいたいまいしょうか、がなるのかなと思っております。

ただ、この教職員の減というのは、この県費負担教職員は国庫のあれで3分の1が教職員の給与でございます。あとの3分の2を県費で、佐賀県で賄っているということで、まさに全国津々浦々学校のあるところ、北から南までどこでも一定の水準を保ちなさいよという意味で国、県からお金が出ているという意味になるわけです。

だから、そういう意味では国がやっぱり給与とか何かはかなと思いますけど、その辺人的な面も結構そういった形になるということで、追加させていただきます。

以上です。

○西山清則議員

以前、我々が小さいときと比べたら、先生方も指導しやすくなっていると思うんですね。我々のときも、40人から45人とか1クラスで担任が見ていたわけですので、今でしたら約半分ですね、先生が1人見ているのは、だからその辺は楽と言ったら語弊になるかもわかりませんが、見やすくなったというのが、指導しやすくなったというのが今の先生方じゃないかなと思っております。

ただ、先生方も少ないからいろんな校務について忙しくなって、なかなか生徒との接し方ができなかつたり何かありますけども、やはりその辺を考えて人件費も差し押さえられるんじゃないかなと思っておりますし、今後やはり統廃合に向けた考え方もアンケートから見たら将来的には統廃合を考えるべきであるというのが多かったものですから、なかなか難しいと思いますけども、その辺考えていただきたいなと思っております。

それでは3点目ですけども、これも統廃合の分ですけども、学校を統廃合するにはやはり先ほど課長も言いましたように、通学距離や通学時間が問題になってくると思っております。持ち込み資料にありますけれども、大体法令上の小学校の4キロ圏あるいは中学校の6キロ圏で一応つくっておりますけれども、国では公立小・中学校の通学距離については小学校でおおむね4キロ以内、また中学校では6キロ以内という基準があります。学校の位置、配置によっては、助成の通学状況を考える必要があると思っております。

4キロ、6キロの範囲におさまらない場合は、通学時間帯も考えて自転車通学やスクールバス等の活用も必要だと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

また、通学校区の変更も必要だと思っておりますけども、その辺はいかがでしょうか。伺いたいと思います。

○本山隆也学校教育課長

学校規模の適正化に伴います通学距離とか児童・生徒数、また校区等の問題でございます。

先ほど議員おっしゃられたとおり適正化ということで、通学距離では小学生4キロ、中学校6キロというふうな基準が設けられております。また、先ほど来の交通手段の確保ということで、距離に加えましておおむね1時間以内という新しい項目が文科省より先ほどの基準として公開されたところでございます。子供たちへの負担あるいは安全面、あるいは保護者の方たちの対応等、地域の実情を把握しながら通学条件、校区を含めました通学の手段なども、もしそういった適正な構築というふうになりますと、今度総合的に考える中で検討していくことがこれから先重要になってくると認識しております。

○西山清則議員

通学距離とか、やはり時間等がかかれば、ほかの全国的にもスクールバスを利用した学校もありますし、またスクールバスばかりだと体がなまってしまうということで、ある程度の距離までスクールバスをして、あとは徒歩で通学するとそういったところもありますので、その辺を考えながらやっていただきたいなと思っております。

この図を見たら、ある程度大分重なっているところがあると思うんですね。この点をうまく使えば、ある程度の学校を収縮できる可能性はあると思うんですけど、この辺の考え方がいかがでしょうか。

○本山隆也学校教育課長

大変そういったシミュレーションも、私たちまだこの文科省の案が出てまいりました後の検討ということはまだ検討していないところではございますけれども、改めてこの白石町の広さと学校の配置、それからまた中学校の配置等も再認識といたしますか、この図で見ると検討すべきところが出てくるかと思っております。

今後、どういった形での適正な配置が必要なのか、協議してまいりたいと思っております。

○江口武好教育長

12月の議会で、内野議員のほうから質問がありました。アンケート結果をどう捉えているのかということで、私自身は町内の学校は少人数ながらも、小さいながらも保護者、地域の人への負託に応えるべく特色ある学校づくりができてるんじゃないかなというふうに自負をしているわけです。

そのどんな特色化、ICT教育だったらここ、外国語活動だったらここ、人権教育はここ、算数教育はここよといろいろ全て紹介できるような特色あるあれがあるわけです。それを紹介しているのが広報誌であります。

ただ、そのときに12月議会で私は訴えたのは、いろいろやってるけど、ああ、世の中では日本では統廃合とか、何か小中一貫とか問題になってるけど白石町はどう思われますかという質問がアンケートがあれば、やっぱり半数以上の人々が早急に、あるいはやっぱり統廃合よというような答えが回答があつてるわけです。だから、そういう

意味では非常に厳粛にやっぱり受けとめなくてはいけないというふうに12月に答えたと思います。

それから、今ピンクとブルーですか、この図を私自身も地図の上にはいつもコンパスで、コンパスといいたましようか、ここからこうよねとか、ずっと絵をかいて何かやるわけですけど、非常にこれ参考になる、どことどこが重なっているのかとか、いろいろございます。

ただ、統廃合というのは統合だけではなくて、分離というのも考え方があるわけです。だから、どこかに幾つかこう固めれば当然通学距離とか何かから行けば、分離もするところがあるのかなとか、いろいろございます。

ですから、学校の考え方というのはこれは歴史と伝統、8つの小学校も全て持っています。140年の歴史がございまして。これは、地区の核でもございまして。だから、その辺は保ちつつ、そういったところのしながら何とかこうできる方法はないかなというのも私自身は考えているところです。

ですから、この辺に持ってきたらとか、結論をいいますと、どうしたら白石町の教育を子供がふえるということはないでしょうけど、維持がちょっと減るかもわかりませんが、そういう中でどうしたら今のおり、あるいは今以上の教育内容、教育水準を維持できるのか、向上させることができるか、そこが統廃合あるいはその辺をどうだと言われたときに考える一つの視点なのかなと、そのように捉えているところでございます。

以上です。

○西山清則議員

どう見たら、やはり学校、通学区域をまず最初に統廃合よりも先に通学区域を考えていただければと思っております。それで、その後に統廃合を考えていただければと思っております。

でも、早急にやれと言っているわけではございません。私、統廃合言ったのは前の小野教育長ですかね、のときからこれ統廃合のことを言っておりますので、かなり長く言っているわけでございますので、その辺をやはりずっと考えていただきたいと思っております。

教育的な視点で、学校統廃合に通ずる学校づくりを行っていただきたいと思っております。そしてまた、地域の活性化も図っていただきたいと思っております。最終的に判断するのは、学校設置者である市町でありますけれども、保護者や地域住民とともに課題を分析して、子供たちを健やかに育ていくために最善の選択を願って、この項を終わりたいと思います。

次3点目ですけれども、現在牛屋地区、須古地区の農業集落排水処理過程で生じる汚泥を住ノ江の施設で堆肥化されていますけれども、今進められている公共下水道処理過程で生じる汚泥処理はどのように考えておられるのか、伺いたいと思います。

○赤坂和俊下水道課長

特定環境保全公共下水道で生じる汚泥処理の資源化についての検討はという御質問

であります。資源化計画の考え方について述べさせていただきます。

特定環境保全公共下水道の終末処理場であります白石浄化センターにおきまして、汚水の処理過程で発生します余剰汚泥につきましてはコンポスト化を行い、発酵肥料として製品に取り組みたいと考えております。コンポスト製品は、広大な白石平野において大いに需要が見込め、循環型社会のシステムの一環を担うものと思っております。

現在、町内及び隣接町の各農業集落排水施設で発生しました余剰汚泥につきましては、住ノ江地区の資源循環施設に集めましてコンポスト化を行い、住ノ江コンポの製品として、また下区水処理センターにおいては一部の汚泥についてアトムコンポとして取り組んでおります。

そして、町内3カ所の直売所及び資源循環施設で販売をしております。利用者は、町内を初め町外からの購入もあるところです。

このようなコンポスト製品は、土壌や作物へ与える効果が大きく、取り扱いやすいことなどから利用者からよい評価を得ることができていますので、このことなどを参考に白石浄化センターの汚泥処理計画につきましては利用者の緑農地還元という観点から肥料として有効活用していただけるように、安全で安定した品質確保に努めることにしております。

以上でございます。

○西山清則議員

町内の処理施設で、町内の方はほんに喜んで堆肥化されたやつを使われておられます。足りないぐらいに利用されております。

ただ、公共下水道の処理を佐賀市がやっておりますけれども、佐賀市はバチルス属等に属する特許微生物YM菌の超高温好気性発酵システムによってつくられた食品会社の発酵副産物の添加でおいが軽減する下水道肥料を今開発しておられます。それは、下水道処理過程で生じる脱水汚泥を肥料にする工程で、YM菌をまぜ、90度以上の高温発酵することにより雑草種子や病原菌が死滅するため良質で完熟した肥料になるということでもあります。

また、良質の肥料を農家に供給し、良質の農産物を消費者に提供したいと考えておられまして、農業者と農業勉強会などをコミュニケーションを図って、その意見を取り入れ、さらにうまみ酸性成分のアミノ酸を多く含む食品会社の発酵副産物を添加するなど、さまざまな改良をして肥料の品質を向上させておられます。

免疫力アップの土づくり、甘味、うまみ、味、香り、元気でおいしい農産物、生産者も健康と安全・安心、昔に戻る未来型エコ農法として資源循環を実現されております。

ちなみに、この宝の肥料はキロ2円で販売されておりますので、こういうことについてこういったやり方もあるのではないかと考えておりますので、こういったことはどう思われているのか、伺いたいと思います。

○赤坂和俊下水道課長

今佐賀市の紹介をしていただきましたけども、佐賀市のほうでもバイオマス産業都市ということで、いろんな活動に取り組まれております。スケールメリットもあると思いますけども、そういった有用な考え方を私たちも参考にしていきたいと思っております。

例えば、うちのほうの資源循環施設でも、有用菌、よく言われますけど放線菌、乳酸菌、枯草菌と言われておりますけども、その中の放線菌を使ってコンポスト化を行っております。このことによって、そのコンポスト化を使用された土壌につきましては、連作障害防止や菌が分泌します植物ホルモンによって野菜が根から吸収すると、そのことによっておいしく甘くなるということも受け取れます。

それと、キャベツの生育試験でも、化学肥料にはない土壌の団粒化、保水性、透水性能の促進効果、有用な微生物の活動促進を促すと、病害抑止効果など土壌に与える影響も大きいということを伺っております。

以上でございます。

○西山清則議員

今、住ノ江の水処理センターで堆肥化されておりますけども、このアミノ酸を含んだ食品会社の発酵、副産物を交えることは可能なかどうか、伺いたいと思います。それによって、大分質がかなり違ってくるんじゃないかなと思いますけども、その辺いかがでしょうか。

○赤坂和俊下水道課長

佐賀市さんのほう、企業と連携してそういう取り組みもされておりますけども、その副産物を利用して資源循環できるかと、コンポスト化できるかということは今後また検討していきたいと思っております。

やはり佐賀市さんはYM菌を使っておられまして、うちのほうは放線菌ということで、その菌に適した副産物の導入が必要ではないかなと思っておりますので、今後また検討していきたいと思っております。

○西山清則議員

それでは、水処理センターの処理水の利用は町内あってないような気もしますが、その処理水の利用は可能なかどうか、伺いたいと思います。

○赤坂和俊下水道課長

浄化槽からの処理水については、基本的には放流先を六角川側のほうに放流いたしております。

しかしながら、高度処理ということでもありますし、十分再利用できる水質でございますので、農業用水にも当然使っていただきたいということで、必要に応じてバルブ操作によって農業用水のほうに流すこともできますし、そういう処理水の再利用も計画に入れているところでございます。

○西山清則議員

佐賀市のほうでも、その処理水を利用して野菜等にかけたり何かしておられますし、窒素分が多く含んでおりますのでこれは利用価値はあると思いますけども、そういった方向で少し検討して、町民の方にも宣伝というか、そういったものを利用していただければ肥料代も少し安く上がるんじゃないかなと思いますけども、その辺の考えも訴えていただきたいと思いますけど、その辺いかがでしょうか。

○赤坂和俊下水道課長

処理水の再利用は、本当大事なことだと思っております。農業集落排水事業におきましては、近くの水路に落として当然農業用水として利用していただいております。公共下水道の処理水につきましても、そういった農家等に利用されるときにはそういった提供できるような考え方で取り組みたいと思っております。

以上でございます。

○西山清則議員

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○白武 悟議長

これで西山清則議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

14時08分 休憩

14時25分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。大串弘昭議員。

○大串弘昭議員

私、きょう最後の一般質問者ということでございますけれども、よろしく願い申し上げます。

今回、通告しております3項目についてただいまから随時質問していきたいと思っておりますけども、まず1項目めに上げておりますところの人口減少問題についてでございます。

今日、どこの自治体におきましても人口減少問題ということは避けては通れない喫緊の課題だと思っております。今回の第2次総合計画案の中でも白石町の最上位計画ということで掲げてありました。我が白石町においても、過去10年間で約3,000人以上の人口減少があっております。非常に憂慮すべきことだと思っております。

そこで、第2次総合計画案の中で生活基盤の重点のところから人口減少問題に関係しているもの4点についてお尋ねをしていきたいと思っております。

1点目の転入者の増加、転出者のための取り組みでということで、どのような内容をもって取り組みをされようとしているのか、この点についてまずお伺いをいたしま

す。

○片渕克也企画財政課長

まずもって白石町の総合計画、これは昨年度行いました町長と語る会や町民皆さんからのアンケートの結果を踏まえまして、総合計画審議会あるいはこの町議会の意見をいただきながら計画案を策定し、最終的に今議会の議決により決定されるところでございます。

総合計画の中での具体的な取り組みはというようなことで、人口減少に関する具体的な取り組みはというお尋ねでございますが、まず1番目といたしまして転入者の増加、転出者の減少のための取り組みというようなことについてでございます。

このことにつきましては、議員御承知のように平成27年度に策定を予定しております白石町版まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で具体的な取り組みや目標を定めて、そして実行していくことというふうにしております。国のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、地方における安定した雇用を創出する、2番目に地方への新しい人の流れをつくる、3番目に若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、4番目に時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという4つの政策分野が設定されております。この中から、白石町に沿った政策、これを総合戦略に盛り込むこととなりますが、このため現時点で具体的に何を取り組むというようなことが決定しているわけではございません。先ほど申し上げました各政策分野における取り組みの成果により白石町に住む魅力をつくることができれば、転入者の増加や転出につながっていくものというふうに考えております。

ただ、先ほど具体的な取り組みはまだ決定していないというように申し上げましたが、国の補正予算が議会で追加提案をする予定でございますが、この中で農業を主体としたそういった転入策というふうなことが考えられないものかというふうなことで一応御提案をする準備をいたしているところでございます。

以上でございます。

○大串弘昭議員

このことについては、やはり非常に難しい問題だと思っております。町内の一番の問題、課題というのは、さっき言われたように雇用の場が少ないということだと思います。そういったことで、高校あるいは大学を卒業されたら、大半の方は都会のほうへ流出をされるところといったことも大きな障がいではないかなというふうに思っておりますが、この辺についてはどのように捉えられておるのか、お尋ねします。

○片渕克也企画財政課長

今、各ほかの自治体で非常に検討をされておられて、話題になっておる高校、大学に進学された方、特に大学を進学された方で町に戻ってきて、就業の機会がないものかというような話で、本町も制定をしておりますけれども奨学資金制度、このような制度をあるいは国の学生支援機構でもよろしいかと思っておりますが、このような資金を借りて就学した方が帰郷して就業された場合に、奨学金の返還等の免除、このようなこ

ともいろいろよその自治体では検討されております。

白石町内でも一応どうかということで、今いわゆる人口将来問題プロジェクト、この中でもいろいろ議論をしているところがございますけれども、いわゆる免除をしたにしてもずっと初期の予定どおりに続けばいいんですけれども、これが二、三年してやはり大都市のほうがよかったというようなことになると、その間の補助金の返還だとか、いろんな制度的なことが生じてまいりますので、ちょっと今のところそういったところについても考慮しているところでございます。

以上でございます。

○大串弘昭議員

今年度の当初予算でも、小学校6年生あるいは中学校3年生の給食費の免除の問題が上がっております。せっかくそういった子育て支援の充実を図っていただくことも非常に重要かと思いますが、その反面、最後のとりでのここに残ってもらうというふうなことのそういったことは非常に今後は重要な問題かなというふうに思っております。この辺についても、十分今後とも把握して研究していかなければならないというふうなことだと思いますが、住民課長にまた1つお伺いをしますけれども、非常に3月、4月というふうな時期が非常に人口の流出が多いというふうに思っておりますけれども、その点についてお伺いしたいと思っております。

○淵上隆文住民課長

ただいまの御質問でございます3月、4月につきましては、非常に住民の移動が多い時期でございます。昨年平成26年3月末現在の人口及び4月末現在の人口の推移について御説明を申し上げたいと思っております。

平成26年3月末現在の人口が2万4,839名でございます。4月末現在の人口が2万4,811人でございます。これは、外国人を除いております。この1月の間に28名の人口減でございます。この減の要因をひもといてみますと、やはり先ほどから申されてますように就職あるいは進学等で県外等に転出をされるというのが主な要因でなかろうかというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

○大串弘昭議員

どうもありがとうございました。

やはり4月になりますというと、非常によそに転出をされるというふうな方が非常に多いような感じはして、それがずっと累積して人口減少が大きくなっているというふうな感じを持っておるわけでございますが、それでは2点目に上げておりますところの結婚推進対策の実施についてということでお伺いをいたします。

現在、町では取り組みをされている婚活支援サポート、これをずっと将来的にも延長される取り組みだと思っておりますけれども、新しくこの総合計画ではどのようなプランを立てられるのか、このことについてお尋ねをしたいと思っております。

○片渕克也企画財政課長

婚活サポートの今後というふうなお尋ねでございます。平成26年から開始しました婚活サポート事業につきましては、結婚希望者の支援のため婚活サポーターとして17名の方へ委嘱し、希望者やその家族の相談業務を中心に生業の傍ら熱心に活動を行っていただいております。

こうした地道な活動がそろそろ実を結びそうな雰囲気も幾らかございます。また、こういったことも引き続き特に何を拡充ということはございませんけれども、引き続きこのようなことで推進していきたいというように考えております。

そのほか、一応縁結びということだけじゃなくて、今月も予定をしておりますけれども、女子力アップセミナーというんですかね、そういったこともずっと企画をしながら啓発を続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○大串弘昭議員

なかなかこの事業は、言うはやすく、行うのはなかなか難しというふうなことかと思えますけれども、少し私が紹介をしたいと思えますけれども、このごろテレビを見ておりましたら都会のほうでは親の代理の婚活プロジェクトと申しますか、そういったものが放映をされておりました。これにつきましては、親同士がお見合いをすると申しますか、親同士が結構するわけではございませんけれども、そういった親の息子さんあるいは親の娘さん、こういった親同士が写真の交換をしたり、あるいはプロフィールもそういったものの交換をしながら、お互いに気に入った親同士が早速そのことを子供に報告し、見合いをさせると、そういった中で非常に率先力のあると申しますか、親のほうが入り込んでくるわけですから、後のほうもとんとん拍子に運ぶというふうなことで、非常に実績が上がっているようなテレビ放映もあつりました。

そんなことも、それは参考になるかどうかわかりませんが、この辺についてを代表して町長にお伺いしたいと思えますが、いかがでしょう。

○田島健一町長

婚活の中で親御さんが前に出るというふうな話でございます。

昔、私もちょっと聞いたことがあるんですけども、昔我々の世代のときも親を見て娘さんとか息子さんがわかるというふうな話がございました。そういうことで、やっぱり親御さんが自分の息子とか娘を過保護に過大評価することはあることかもわかりませんが、しかしながら親同士が意気投合すれば、その親のDNAを継いだ子供たちでございまして、合うんじゃないかなというふうに思います。そういったことで、私も具体的な名前は申し上げられませんが、昨年私結婚式に行った1件が親御さんたちがしつめた、しつめたと言ったら語弊ありますけれども、一生懸命されたカップルでございました。やはり最近は、テレビ等々でも先ほどの話もありましたけど女子力アップとか、男子力アップとか、やっぱり積極性が乏しくて結婚に至らないというのが多いんじゃないかなというふうに思いますので、その積極性を支援するためにはサポーターの方も大事だろうし、お友達も大事だろうし、また親御さんたち

も大事、そのように思うところがございます。

以上です。

○大串弘昭議員

今、町長からも紹介ありましたように、やはりこういったことも研究してみる価値があるんじゃないかならうかなというふうにも思っておりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、3点目のほうに入りますけども、3点目に上げてありますのが増加をしている空き家対策ということで上げております。空き家を利活用してどのようにして人口減少対策を講じられようとしておるのか、その辺についてお伺いをしたいと思ひます。

○片渕克也企画財政課長

増加している空き家に対する管理対策、有効活用の取り組みというようなことでございます。

空き家対策のうち有効活用をする取り組みについてお答えをいたしたいと思ひます。

この件につきましては、やはりまずは有効活用できる空き家の実態調査から初め、借り手、買い手があるのか、ニーズ調査をしていく必要があると思ひます。

また、地域活動の拠点にするような取り組みも考えられるのではないかとこのように思っているところでございます。

1番は、移住者の受け入れの活用が望まれるところでございますが、空き家バンク制度を導入しているほかの市町の状況を伺いますと、やはり希望者が多いのは昔ながらのいわゆる昔づくりの古民家ですね。こういったもの、あるいはそれ以外では建築後まだ年数が建っていないというような新しい家屋、こういったものへの希望に集中してくるというふうなことが現状のようでございます。

それから、まだ空き家ニーズで例えば先や空き家バンクを創設しまして、提供をしますというふうなこと、もちろんこれが第一報でございますけれども、確実にそこに呼び込めるようないわゆる最終的に先ほどのお話もございましたけれども、いわゆる地域での就職、収入がなければ転入してきても全く意味がないということになりますので、この地域に就業の場をいかにして設けるのかというのがあわせて両輪になってくるのかなというように考えております。

以上でございます。

○大串弘昭議員

今、白石町内で空き家にもいろいろあると思うんですけれども、本当に何十年も放置してあるような空き家とか、あるいは一時的にちょっと中の家はあけておられるというふうないろいろなところがあると思うんですけれども、そういったところの内容はどのようになっておりますでしょうか。

○百武和義総務課長

空き家の状況について御質問でございますけども、この件については以前に調査委員会で調査をした数字が214件ということで申し上げたかと思っておりますけども、この中身について空き家になって何年たっているとか、そういった内容までは調べておりませんので、そこまでは把握はできていない状況です。

○大串弘昭議員

このことについても、非常に国のほうも条例、法律の改正とか、いろんなことがあっていると思います。

今、今国会で空き家対策の特別措置法というのが可決されたと思っておりますけども、今年5月26日から全面的に施行されるということになっておるようでございますが、聞くところによりますというと、この内容で固定資産税の優遇措置、あるいは情報に関する事なども決められているようでございますが、この辺についておわかりでしたら内容の説明をお願いしたいと思います。

○百武和義総務課長

国のほうで定められました空家等対策の推進に関する特別措置法、このことについてお尋ねでございますけども、この法律につきましては昨年11月に公布をされまして、ことし2月に一部が施行され、全部施行が5月からと先ほど議員御紹介あったとおりでございます。

この2月の一部施行に関しまして、先ほど議員おっしゃったように所有者の特定をするために、これまでは税情報とかは秘密漏えいとかそういった意味合いで役場内の各課同士での情報交換はできなかったというのが、固定資産台帳に記載をされた情報のうち空き家等の所有者等に関するものはこの特別措置法によりまして必要な限度において固定資産税台帳に記載された所有者等に関する情報を市町村の内部で利用することができるということに改正をされております。

こういったことで、今現在本町の、どこでもそうですけども、所有者特定が非常に難しかったところがございますけども、この固定資産税台帳の情報を利用できるということで所有者の特定が早くスムーズにできるのではないかと期待をしております。税務課のほうと総務課のほうで近々どういったシステムをつくって、こういった情報の交換をするかを協議をするということにしております。

それと、あと5月以降の全部施行の時点では市町村の立入検査とか、特定空き家に対する指導、勧告、命令、代執行、こういったものが施行可能という取り扱いになっておるようでございます。

以上です。

○吉原拓海税務課長

税制面の情報収集につきましては、今総務課長が申し上げたとおりでございますが、もう一つ空き家対策の一つの素因になっております固定資産税、土地の住宅につきましては6分の1の軽減という居住用の宅地は特例があります。その部分が、今回特定

空き家等に該当した場合は居住用の宅地が建っていてもその6分の1の軽減をとって、通常の宅地として課税することができるというようなことで、税制面で負担が大きくなる、そういうふうなことで空き家をなくすような措置がされるようになっております。

以上です。

○大串弘昭議員

ちょっと以前お聞きしたようなことがありましたけど、空き家そのものに人等が固定資産税等は安くなって、解体して更地になした場合は固定資産が高くなるというふうなことをちょっとお伺いしたことがあったと思いますけども、今後はそういったものが改正になるということですかね。

○吉原拓海税務課長

当然、居住用の宅地がある場合は特例がありまして、6分の1というふうなことで通常の雑種地とか、非住宅地、特に店舗とかそういうふうなものにつきましては当然評価額にそのまま面積を掛けるというふうなことで、1.4%の税率を掛けてまいりませんので、6分の1の軽減ができておりません。

ただ、今回特定空き家等というふうなことで、その部分に該当させるには自治体の長がそういうふうなもので認定をしなければならないとなります。そういうふうに認定がされた場合は、空き家の場合宅地が建っていても通常税金でいえば6分の1の軽減をとって課税してもよいというふうなことになるというふうなこととなります。

○大串弘昭議員

今、認定をされた場合ということですが、それは町のほうで何か基準とかそれがある、ただ町の税務課のほうでそういったものを認定をできるということになりますかね。

○百武和義総務課長

先ほどの特定空き家という言葉が出てきておりましたけども、この文言につきましては自治体が危ないと判断した空き家ということで政府のほうはこの言葉の位置づけをしてあります。つまり、町のほうで判定委員会等を設置しまして、その判定委員会で判定をした結果、危険な家屋といったときにこの特定空き家という取り扱いになると思います。

○大串弘昭議員

わかりました。

なかなかこの空き家対策というのは非常に前に進んでいないというようなことかと思っておりますけども、やはり今後はこの法律の制定によって本町も一歩でも前に進めるようなことをぜひ期待をいたしておきたいと思っております。

それでは、4点目のほうに入りますけども、次に入っておりますところの国土利用

計画策定及び都市計画策定についてのお伺いをいたしたいと思いますが、何と申しましても白石町が発展をするかしないかはやはり土地利用計画にかかっていると言っても過言ではないかと思っております。

そういったことで、この計画書策定が人口減少を食い止める最大の方策ではないかなと自分なりに捉え方をしておるところでございますけれども、この辺についてどのような取り組みをされようとしておられるのか、お伺いをしたいと思いますが。

○片渕克也企画財政課長

国土利用計画というか、土地利用計画の策定の件に関してでございます。

現行の第1次の総合計画の中でも第1章第1節の主要施策の中で長期的な展望に立ち、乱開発の防止と自然環境に配慮したきめ細かな土地利用を図るとともに、各地域の特性を生かした特色あるまちづくりを推進するというようにされております。

これまで先行してまいりました農業振興地域整備計画の見直しや都市計画の策定状況を見ながら国土利用計画を策定する方針としてきたところです。2次計画においても、この計画は変えておりませんで、今後策定をしていくというふうに計画をしております。

なお、現況のじゃあ現実的にはというお話ですけども、26年4月から関係各課、一応検討チームといたしまして、土地政策対策の研究チームという形で発足をしております。11月27日に開催しました庁議におきましては、大体原案と申しますか、構想を策定して、庁議の中で確認をいただいているところでございます。

27年度については、素案の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。ただ、この土地利用計画についてはまずその土地の所有者であられる町民の皆さん方、このコンセンサスをいただくというのがまず第一義になるかというふうに考えておりますので、28年度をめどに土地利用計画というような形で策定をしてまいりたいというふうに考えております。

○岩永康博建設課長

都市計画によるコンパクトなまちづくりについてお答えをいたします。

白石町の都市計画は、旧白石地域の一部北明地域を除く全域となっております。本年度、佐賀県で都市計画見直しの基礎調査が行われておりまして、その調査結果を活用しまして都市計画の見直しを実施することにしております。

有明海沿岸道路、佐賀福富道路が平成30年度に供用を開始しまして、福富鹿島道路がその後開通する予定となっております。白石町から佐賀市までの所要時間も短縮をされまして、車の流れも大きく変化するものと予想をしております。

このような中に、町内の土地利用も大きく変化をいたします。

1点目に、通勤通学圏域が拡大をされまして、定住人口や交流人口の増加が期待をされて、土地利用の活性化が見込まれております。

2点目に、物資や農産物の流通が円滑になりまして、地域産業の活性化や経済効果の拡大が見込まれる産業施設用地の需要も活性化をいたします。開発需要が高まり、無秩序な開発によるスプロール化や低質な開発による農村環境の悪化が懸念をされま

す。都市計画の制度を生かしまして、白石町らしい農業と一体となったまちづくりが重要となっており、無秩序な開発行為を規制をしましてコンパクトなまちづくりを目指したいと考えております。

都市計画では、地域地区として集落地区計画の策定等がありまして、建物の用途制限、それと建蔽率の最高限度、高さの最高限度などを定めることができます。自然環境と調和をしたまちづくりが重要と考えております。

以上でございます。

○大串弘昭議員

今、土地利用計画はある程度進めているということでございまして、28年度めどぐらいには何とか整理をしていくというふうなお話かと思えますけれども、やはりこの問題は大きさに企業ゾーンとか、あるいは商業ゾーンとか大規模な会社ゾーンというのはなかなか難しい、そういったことは設ける必要はないかと思えますけれども、ある程度の発展が可能な予知できるようなところは、これについてはやはり農地の転用等もかなり難しい問題もあろうかと思えますけれども、そういったものも加味しながら、やはり用途区域といったものを設定をしていかなければなかなか前に進まないんじゃないのかなというふうな思いでございしますが、この辺については積極的な取り組みをお願いをするものでございまして、できるだけ早くお願いしたいと思えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○岩永康博建設課長

土地利用の中で、先ほど申したように高規格道路のインターチェンジ、高速道路等の近くには野積みの産業廃棄物とか資材置き場、それとかラブホテルとか、そういうような建物が建っているところもあります。都市計画の中で、先ほど議員おっしゃるように用途区域とか、そういうのを定めて、秩序ある開発と田園都市ですか、そういうふうな環境をつくっていかねばならないと思っています。

それで、町としましても、27年度に見直しをして都市計画の策定をしたいというふうに進めております。

以上でございます。

○大串弘昭議員

このことについては、第1次の総合計画の中にも上げてあったと思えます。都市的な土地利用あるいは農業的な土地利用、それから自然的な土地利用というふうなことを図っていくというふうなことがあっておりましたが、なかなか実行には至っていないというふうなことでございしますので、ひとつぜひとも今回は目標年次等は設定しないで、即刻取り組んでいただきたいということをお願いして、一応この項目を終わりたいと思えます。

それで、2番目に上げておりますところの白石町人口問題プロジェクト会議の組織あるいは構成及び今日までの取り組みについてお伺いしておりますが、よろしく願います。

○片渕克也企画財政課長

白石町の人口将来問題プロジェクト会議につきましては、昨年10月に県内初の取り組みとして今後の少子・高齢化あるいは人口減少時代における白石町の将来に関してできるだけ人口減少のスピードを緩め、あわせて普通交付税の一本算定移行を見据え、身の丈に合った持続可能な町として町民が安心して暮らせるよう、あらゆる手段を講じていく、あわせて沈滞ムードの払拭を目指すことを目的に発足をさせてところでございます。

会議の主な協議事項としましては、少子化及び子育て対策に関すること1番に、2番目に定住促進に関すること、3番目に交流人口の拡大に関すること、4番目に白石町のPR、イメージアップに関すること、5番目に町民協働に関すること、6番目に普通交付税の減少に関すること、7番目に役場組織機構のスリム化に関することとしております。

構成につきましては、副町長を議長に総務課長と私が副議長として所掌事務に関するそれぞれの関連する課、または係の課長補佐及び係長、そのほかの課では総合計画の策定主任、全員で32名という大世帯で組織をしております。10月2日に第1回目の会議をいたしております。11月19日に第2回目の全体会議を開催しております。

会議の所掌事項に対する各課職員からの提案の募集とこれに対する取り組み検討、そして寡婦控除のみなし適用についてこのときに検討いたしました。会議の事務のうち少子化及び子育て対策に関すること、これについては優先的に取り組むことと確認をいたしまして、全体の会議とは別に保健福祉課、学校教育課、企画財政課の担当係長や担当者による少子化及び子育て支援部会を立ち上げております。12月16日に第1回、本年2月3日に第2回の部会、それと各課個別の打ち合わせを実施してきました。

この中で、平成25年度に実施された子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートの調査結果、それとこれに伴います子ども・子育て会議の委員さんたちの御意見、こういったところを踏まえて子供の成長段階に応じた切れ目のない子育て支援を検討してきたところでございます。

以上のような取り組みの中で、今般27年度の子育て対策として小学6年生及び中学3年生の学校給食の無償化への取り組み、それから不妊治療費の助成拡大、限度額の撤廃、あかり保育園休日保育の実施など、それから保育園の保育料及び町営住宅使用料における寡婦控除のみなし適用の4点について取り組みを行ってきたところでございます。

以上でございます。

○大串弘昭議員

早速そういったことで、予算にも反映をされているということでございますけれども、今後とも十分議論をしていただいて、闊達な取り組みをお願いしておきたいと思っております。

それでは、3番目の地方交付税法改正における人口減少と特別対策事業費の内容ということで伺っておりますけれども、まずここに資料をお願いしておりましたので、

この辺のところの説明を簡潔にひとつお願いしたいと思いますが。

○片渕克也企画財政課長

地方交付税等の一部改正する法律案として今国会へ国のほうでは提出されているところがございます。その中で、人口減少と特別対策事業費というふうなことで打ち出されておりますので、後ろのほうをごらんください。

まず、資料の1ページ目でございますが、地方交付税における算定というのは1番になっております。ことしもございましたが、地域の元気創造事業費、これに対して全国で4,000億円程度、それと新たな対策として人口減少と特別対策事業費として全国で6,000億円程度が財源措置されることとなっております。

地域の元気創造事業については本年度算定されておりますので、あえて説明は省略いたします。ちなみに、本年度の白石町の地方交付税の需要額の算定におきまして7,661万3,000円という算定がなされております。

次に、新たな人口減少等特別対策事業費の件について御説明をいたします。2ページ目をお開きください。

ここに記してあるとおり、基本的な考え方としましては人口減少等特別対策事業費の算定に当たっては、まず人口が基礎となります。その上でまち・ひと・しごと創生の取り組みの必要度、いわゆる人口の流出度が、転出率が高いとか、人口減少の進みが激しいとか、そういった必要度及び取り組みの成果、女性の就業率だとか、若者の就業率だとか、そういったものが指標になるかと思えますけれども、これ2通りのパターンで算定されるということになってございます。都道府県分が2,000億円程度、市町村分が4,000億円程度、合わせて6,000億円が全国配分されるということになります。

この中で、具体的には取り組みの必要度として下の表に人口増減率、転入者人口比率、転出者人口比率、年少者人口比率、以下ここに記載しているとおりのそれぞれの率をもとに係数が算定されます。この係数については、まだつかめておりません。

また、取り組みの成果として伸び率、成果が上がったかというようなことで人口増減率、同じような比率が適用されるというようなことで、これらの比率によって人口1人当たり単価が3,400円ということで算定されます。ここにプラス増減が下の係数でプラス増減がなされて、額が確定されるというふうなことになります。

仮に、全く仮のお話でございますが、白石町が係数が1であったとした場合、国勢調査の人口になりますが、これを掛けますと8,700万円程度の算定があると、ただいま申し上げましたが、これは係数1の場合ですので、その辺は変わってまいりますので、御承知おきいただきたいと思えます。

○大串弘昭議員

今回、このような立派な交付税制度ができたわけでございますので、ぜひとも白石町に多くの交付税が入ってくるようにひとつ努力をしていただきたいと思います。

それでは、次のほうの項目に入っていきたいと思えます。

農業委員会の改革についてということでお伺いしております。

まず、全国農業協同組合中央会と地域の J A との関係に変化があるのかということでお尋ねをしておりますが、よろしくお願ひします。

○赤坂隆義産業課長

全国農業協同組合中央会と地域の J A との関係に変化があるのかという御質問でございます。

政府は、農協改革、農業委員会改革等の関連法案の骨格を2月13日に決定し、その骨格をもとに現在開かれている通常国会に関連法案を提出することをしており、法案づくりが本格化している段階だと言えます。

今回の、農協改革につきましては、農業組合中央会の組織変更を伴う内容となっていることが特徴で、その骨格といたしましては1点目に全国農業協同組合中央会は5年間で農業協同組合法に基づく中央会ではなく、一般社団法人に移行するとともに、監査部門を分離して公認会計士法に基づく新たな監査法人を新設すること、新たな監査法人は会計監査と業務監査の両方が可能とすること、また2点目には地域の単位 J A への監査については公認会計士による会計監査を義務づけ、新設する監査法人の監査と一般の監査法人の監査を選ぶ選択制に変更すること、業務監査は単位 J A の任意とすること、また3点目には都道府県中央会は農協法に基づく連合会に移行することなどとし、農協が農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行える組織となると思える改革とするというようにうたわれております。

現行制度での地域の単位 J A は、都道府県中央会の会員となっており、その会員資格を通じて全国中央会の会員となっております。また、単位 J A は農協法に基づく全国監査機構の監査を毎年受けることにもなっております。

改革の骨格については示されましたが、現時点では今回の改革により組織が農業協同組合と一般社団法人とに分かれ、会員資格等をこれまでどのような組織関係性となるかどうか不明であり、今後の論点になろうかと思われます。

また、全中の全国監査機構が監査法人となることにより、農協法に基づく監査ではなくなるが、その後の単位 J A がこれまでのような監査を受けられるかどうかについても現時点では不明であり、J A の特質を踏まえた監査を引き続き行えるよう配慮措置の検討がなされるものというふうに思われます。

これらについては、今後の具体的な法整備が待たれるところですが、いずれにしても農業者や地域社会に混乱のないような対応がなされるよう注視してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○大串弘昭議員

このことは、白石町、そういった自治体だけで簡単に解決できるものではないと思ひますし、これは大きな国やあるいは農協の問題というようなことで捉えておりますけれども、何といたしましても我が町は1次産業、農業の町であるということから、やはり農協改革というのは地域全体にとっても大きな問題であり、大なり小なりこういったものが影響出てくるということが考えられますので、そういったことで質問して

おるわけでございます。

次のほうに上げておりますが、そういうような改革でこの農業の所得の向上が図られると、あるいは地域の活性化が図られるというふうなことが上げておりますけれども、なかなかそういったことは現実的にどうかなというふうなことを私どもも考えておるところでございますので、この辺については十分検証をしていただくということで、3点目に農業委員会の改革についてお伺いしておりますので、その点についてお願いします。

○一ノ瀬美佐子農業委員会事務局長

農業委員会はどう変わるのかという御質問でございます。

規制改革に伴う農業委員会の改正につきましては、今回の通常国会に上程審議される予定となっております。昨年6月規制改革実施計画の閣議決定を踏まえまして、農業委員会法の改正の骨格が示されたところでございます。

主な改正は、農業委員会につきましては農地利用の担い手への集積、集約化、新規参入、耕作放棄地の発生防止、解消、転用違反对策等の業務に重点を置くことを明確化されることになっているところでございます。

また、農業委員の選出方法は現在までの選挙制度が議会の同意を要件とする市町村長の選任制へと変更されます。選任される際は、地域からの推薦が尊重され、そのうち過半は認定農業者の中から選定しなければならないものとされております。委員の中に、中立で公正な判断をすることができるものが必ず含まれるようになっており、これに伴い議会推薦、団体推薦による選任制度が廃止されることとなります。また、委員の人数は現行の半分程度になる予定でございます。

農地利用最適化推進委員、これは仮称ですが、を農業委員会が委嘱することになります。農地利用最適化推進委員は、農業委員会の指揮のもと、各地域における農地利用の効率化など、推進活動を行われることとなります。法令業務となっております農業及び農民に関する事項についての意見の公表、行政庁への建議等は、法律上の位置づけが見直される状況でございます。

農業委員会は、現行の業務を基本としつつ、さらに農地利用の担い手への集積、集約化、新規参入、耕作放棄地、転用違反对策、優良農地の確保等の業務に重点を置き、その積極的な展開を図っていくことで方向づけがなされているところでございます。

なお、今後も農業委員会法の改正につきましては注視し、対応していかねばならないと考えているところでございます。

以上で質問を終わります。

○大串弘昭議員

どうもありがとうございました。

それでは、最後にのりの養殖の不振についてということでお伺いしておりますが、このことについて実は私たちは産業建設常任委員会、2月のほうで漁場視察をしたわけでございますが、非常に海況悪くて、ことしののりの収穫、収量というものが非常に落ち込んでいるというふうなことをお聞きしたわけでございます。そういった中で、

非常にこれが恒久的になっていけば、やはりのり業者の方、今後継続ができるかなというふうなことでございましたし、あるいは後継者の問題も非常に大きな問題になってくるといふようなことを考えたところでございます。

そこで、1、2、3点お伺いしておりますが、ことしののりの不作の原因とそれから回復に費やされた費用ということ、それから原因究明の取り組みというようなことを上げておりますが、まとめてひとつ結構ですから、答弁の方はよろしく願います。

○嶋江政喜農村整備課長

のり養殖の不振について、まず1点目、ことしののりの不作の原因でございます。

白石町を含む佐賀西部地区の本年ののり漁期は10月の採苗直後から栄養不足になりまして、冷凍網においても珪藻プランクトンの発生増殖において栄養源が低下し、のりの色落ちなどによる品質低下や水揚げ量も悪い状態が続きました。不作の原因についてはプランクトンでございまして、10月ごろに発生したキートセロス、それから10月下旬から2月の長期で発生しましたソケレトネマ、それから1月初旬ごろ発生しましたアステリオネラのプランクトンの増殖発生によりまして、のりに必要な栄養源が急激に少なくなったことによるものと思われまます。

ただ、特定の地域、主に西部及び南部地域にプランクトンの異常な発生が見られた原因については不明な点も多く、解明に至っていない状況でございます。天候の要因や地形的要因、海流の状態、各種プランクトンの発生条件、メカニズムなど複雑に絡んでおりまして、県の有明水産振興センターなどの専門機関で調査や分析がなされているところでございます。

次に、回復のための費用ということでございますけど、町内漁協3支所の施肥目安でございます。目安の散布量は約353トン、金額に換算いたしますと約5,300万円と漁協より報告をされております。支所ごとの施肥料及び金額を申し上げますと、白石支所が施肥量約120トン、金額が約1,600万円、新有明支所が施肥量208トン、金額にいたしまして約3,400万円、それから福富支所につきましては東部地区に位置しますので、施肥量としては約25トン、金額にいたしまして約300万円程度ということになっております。

なお、施肥については佐賀県有明海のり養殖漁場環境改善対策事業連絡協議会及び地区協議会において添加施肥料や添加時期が決定をされまして、これらに従って施肥が行われるということになっております。

次に、3番目で不振の原因への取り組みということでございます。

近年、西部地区や南部地区の特定地域に偏って発生する珪藻プランクトンによる色落ちなどの被害については、漁業者にとっては死活問題でございまして、漁協を初め町や議会と一体となって県や国に対しこれら深刻な状況を訴える必要があると認識をいたしております。

また、西南部地区の他の市町とも歩調を合わせまして、県などに有明海再生に向けた対策の一環として支援や要望活動を今後協力的に行わなければならないと考えているところでございます。

以上です。

○大串弘昭議員

総合的に言えば、有明海西部だけの問題ということではなくて、やはり今後国、県を挙げてひとつもっと積極的に解決の方法を見出させていただきますように強くお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○白武 悟議長

これで大串弘昭議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了いたしまして、本日はこれにて散会いたします。

15時24分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年3月9日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 溝 口 誠

署 名 議 員 大 串 武 次

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭